

平成29年第5回(12月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成29年12月12日(火曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年12月12日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 徳弘美津子 君 | 1 通浜児童館について |
| | | 2 児童クラブについて |
| | | 3 中学生の学びについて |
| | | 4 骨髄バンク支援 |
| | | 5 情報の一元化 |
| 2 | 竹本 修 君 | 自治公民館の現状は。 |
| 3 | 蓑原 敏朗 君 | 人口減少に立ち向かう取組みについて |
| 4 | 児玉 助壽 君 | いじめのない学校教育を求めるについて |
| 5 | 内藤 逸子 君 | 1 すこやかな子育て支援の在り方について |
| | | 2 運動公園等の管理について |
| | | 3 町営住宅入居時の保証人免除について |
| 6 | 安藤 洋之 君 | マイナンバーカード普及に向けた本町の取組みについて |

日程第2 議案第64号 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第3 議案第65号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第7号)

日程第4 議案第66号 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

○議長(川上 昇君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員(徳弘美津子君) おはようございます。通告書に基づき質問いたします。

まず、児童館についてです。今議会でも児童館条例の廃止が提出されております。それが可決されれば、通浜児童館は来年3月をもって廃止されます。一昨年8月に勉強会で、平成29年3月末で廃止の意向を示され、あわせて児童館の保護者への説明がなされました。結局1年延期し、今回の提案になったわけですが、来年4月にほかの保育所に行く児童は何人と予想され、それぞれ希望する保育所に行かれるのか伺います。

また、少人数で保育された環境のもと、来年度から大勢の人数での保育環境になじむために保育所との交流が図られているか伺います。

また次に、来年度から保育所に行かれる児童の保育料はどれぐらいになるのか。その確認は保護者に認識されているか伺います。

通浜児童館の跡地利用計画としてはどのように計画されているかも伺います。

児童クラブについてです。山本小学校、生徒数59人ですが、平日児童クラブ開設について伺います。議会への意見箱で、山本小学校での児童クラブ開設について要望が上がっておりました。また、8月くらいに山本小学校放課後児童クラブ開設を求める要望書が保護者の代表によって町長宛てに出されていると伺いました。開設を求める理由では、1、1年から3年生までの全児童の保護者が開設について希望している。2、長期休暇のみ開設されているが、参加者が6年生まで含め20人いる現状を見ると、ある程度の参加者が見込める。3、町内では山本小学校だけが常設の放課後児童クラブが開設されていない。4、山本小学校敷地内には石井十次記念川南保育園がある。川南保育園で開催されれば、さらに児童と園児の連携が図れる。とあります。その返答を8月18日に町長名で回答しておりますが、その内容は、「山本小学校児童クラブの通年実施をするためには、支援員及び補助員の確保や実施場所の確保など、解決しなければならない課題がありますが、通年実施に向けて、さまざまな検討を行っているところです。前述のとおりですので、御理解をいただき、今後とも本町行政に御協力いただきますようお願いいたします。」とあります。では、その返答から4カ月経過しておりますが、現在の進捗状況でどのような策を講じようとしているのか伺います。

次に、中学生の学びについてです。過去10年間、私立中学校へ進学した生徒の人数を把握しているかですが、最近では県内全ての私立高校が中等部を設立しております。川南からも私立の中等部へ行かれています。学生を駅でも多数見かけます。早い段階でスポーツや学びの多様化を求めた子どものために、可能な限り教育やスポーツの育成も早い段階で求める保護者と、一方で、地元中学校で学び、3年間で子どもの能力に合った高等教育を模索している保護者と二極化している時代が来ております。高校まで全て私立で行くのと全て公立では、私立は公立の3倍の費用がかかると言われております。学びの差が保護者の所得の差になっていないか、過去10年間の推移を教えてください、このような現状をどのように考えるのか伺います。

それから、夏休みに開設した大学生を講師に迎えた講義について、その効果はいかほどだったのでしょうか。また、今後も継続可能な事業となるのか伺います。

情報の一元化です。「みんなの予算書」を作成し、川南のさまざまな取り組みを冊子にして、情報一元化については、先日、都農の方からこのような「みんなの予算書」をいただきました。課、町民の方にさまざまな事業をお知らせするもので、財源も書かれております。実は、よく町民の方から「川南の取組みは見えない。」と言われてます。私たちも自分たちで議決したことであることから、全てを周知し、さまざまな立場の方に応じた政策をお伝えすべきなのではと思うのですが、なかなか100%ではないと思っています。町の立場での告知方法として、回覧板や当事者へ直接お伝えしているかと思いますが、現状でよいとお考えなのか伺います。

皆さん御承知のように、回覧板は家庭の中できちんと回覧されているのでしょうか。見ないうちにお隣の人へ渡ってしまいます。3月当初予算が決定した段階で、町民に密着した事業については1冊の本にまとめて全世帯へ配付してはどうかと考え、このような質問をいたします。

次に、骨髄バンク支援です。骨髄バンク登録のドナー、ドナーとは提供者のことですが、奨励金の創設についてですが、私の周りでも白血病でとうとう命が失われています。知り合いの娘さんも白血病で亡くなりました。8年間の闘病で父親の白血球の型が一致し、骨髄移植をしましたが、再発をして再度骨髄移植をする予定でしたが、様態が急変して亡くなりました。まだ中学2年生でした。

骨髄移植、骨髄バンクとは、病気などの理由によって正常な造血が行えなくなった場合に、健康な人から吸引し、採取した骨髄液を患者さんの静脈へ注入して、病気を根本的に治そうとするのが骨髄移植です。生きるチャンスとした骨髄移植を成功させるためには、患者さんとドナーの白血球の型、HLA型を一致させる必要があります。この一致する確率は、兄弟で4人に1人、それ以外では数百人から数万人に1人と稀なため、骨髄移植を受けられない患者さんが少なくありません。

広く一般の方々に善意の骨髄移植を呼びかける骨髄バンク事業が1992年より開始され、既に多くの患者さんを救う実績を上げています。骨髄移植を必要としている患者さんは、毎年少なくとも2,000人を数えます。1人でも多くの患者さんを救うには、1人でも多くのドナー登録が不可欠です。骨髄ドナーは検査や採取に伴う入院などで10日間前後の日数を要しますが、そのために休業したり、子どもを預けるなどしても保障はありません。現在、この奨励金を出している県内の自治体は都城市、えびの市、三股町です。都城市では平成26年4月1日から就労支援を市内に住む骨髄などの提供者に対して1日につき2万円と、ドナーが勤務している事業所に1日につき1万円、ともにドナーが通院、検査及び入院に要した日数を対象に奨励金を交付しております。もちろん、ドナー登録することと金銭の問題には直結しないかもしれませんが、実際にドナーとなって移植を経験した方々の話をしてもらい、町として率先してこのような支援を手がけ、同時に各事業所に働きかけて1人でも多くのドナーを増やして欲しいと考え、川南町でも骨髄バンクドナーへの就労支援を講じられないか質問いたします。

以上、回答をよろしく申し上げます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。徳弘議員の質問にお答えをいたします。順次、お答えをさせていただきます。

まずは、通浜児童館についてでございますが、現在、保育所への申請書を提出していただくことになっておる時期でございます。議員が言われた、現在11名、子どもさんがいらっしゃいますが、卒園児が5名、来年度以降、保育が必要であると思われる方が6名でございます。それぞれの方については、先生を通して大方の希望先は伺っているところでございます。新たな交流というか、保護者同士、また先生とのいろんなことは、当然、やれる範囲でやるべきことはやりたいと、やる必要があると感じております。

2つ目の児童の保育料の件でございますが、当然、児童館については、今まで基準が違いましたが、今度から保育園という形になりますと、通常の保育料、所得によっていろいろ差がありますが、私立、公立を問わず、町内一律となっておりますので、そういう形になる予定でございます。

跡地利用につきましては、児童館ができたのが平成9年でございますので、まだまだ建物としては十分、まだいろんな使われ方があるというふうに考えておりますので、地域の子ども会、それから漁協、そして長寿会、いろんなどこと話し合いながら、やはり地域の集会施設としての検討が望ましいと考えているところでございます。現在はその話し合いの最中でございます。

山本小学校の児童クラブについてでございますが、2年前の平成27年から議員が御指摘のとおり、夏休み、冬休みの期間限定ということで、長期休業に限り実施をしております。それは、御承知のとおり、希望者がいなかったという現状がありました。しかしながら、現在、

やはり核家族化であるとか、共働きによって、保護者のほうから要望が来ているのは事実でございませぬ。議員が言われるように、人員の確保であるとか、教室、スペースの問題は当然ありますが、やはり子ども達にとって、よりよい環境をつくるというのが我々の仕事でございませぬので、当然、今の段階でまだ予算案も提出しておりませぬので、はっきりとは申し述べられませぬが、新年度からそういうふうに取り組みたいというふうに検討を重ねているところでございませぬ。

次、中学生の学びということで、10年間の私立中学校への進学とか、そういうことは後ほど教育長に答弁をしていただきますが、今回、夏休みに大学生により講義をしていただきました。10日間行いまして、大学生生徒が延べ238名ということでございませぬ。特に、アンケートの中であったのは、中学生の中から7割の方が、私が大学生になったら、こういう活動に参加したいという前向きな意見を書いてくれておりませぬし、保護者のほうからも、非常に意欲が湧いてきたと、ぜひ続けてほしいという意見が多かったようございませぬ。ただ、要望として上がった点は、午後からの開催であったんですが、できれば午前中もセットにしていただけないかとか、もう少し期間を長くしていただけないかということございませぬので、これから、本当に継続すべく事業だということ受け止めております。

骨髄バンクについてございませぬ。本当に言われるように、病気になった方々が自分で探すというのは本当に困難な数字だと思ひます。それはなかなか適合者がいないということで、そういうドナーの登録ということになったと思ひますが、御指摘のとおり、7日から10日間の仕事を休むということについて、一般の自営業者であるとか、勤め人の方にとっては本当に大変なことだと思ひます。私の周りでも、実は町内でそういう病気で亡くなった方がいらっしやいますので、うちの職員も登録はかなりしてございませぬし、現に提供者が1人、適合まではいったんですが、なかなか最後の諸条件が合わずに提供まではできなかつた職員が数名おります。言われるように、やはり10日近くも仕事ができないという保障を、公務員においては制度がありますが、当然、一般の方の善意でやっていることありますから、議員が言われた3つの自治体の例もおりますので、これは前向きに、当然やるべきだと思ひてございませぬ。今後の検討をさせていただきたいと思ひてございませぬ。

最後に、情報の一元化ということで、我々行政の仕事は、当然、いろんな形の計画を立案することあります、それと同様に、わかりやすく説明するというのは大事な視点であると思ひます。今までも広報かわみなみであるような紙媒体、またホームページやフェイスブックのような電子媒体ということで周知をしていたところございませぬが、やはり、よりわかりやすくするためには、都農町の例とか、そういうのも当然参考にしていすべきだと思ひてございませぬし、必要な、ある特殊な限られた事業とかいうのは、そういう団体には今後も周知していくつもりでございませぬ。開かれた行政、やはり説明責任というものは、当然、いつの時代もあるわけですから、そういうことに関しては、要望があればしっかりと受けとめて、

いろいろなことを検討させていただきたいと思っております。

○教育長（木村 誠君） 私立中学校に進学した生徒の人数とのことですけれども、過去10年間に町立小学校を卒業した児童1,750人のうち、私立中学校へ進学した生徒は59人で、率にしますと3.4%です。また、県立中等教育学校、五ヶ瀬ですけれども、ここを含めると63人で、率にすると3.6%になります。

以上でございます。

○議員（徳弘美津子君） すいません、私、通告書の順番を間違えていまして、情報の一元化を先にいたしまして申しわけありません。

随分、答弁の中で前向きな答えが出たので、はしよる部分もあるかなと思っております。ちょっと確認をさせていただきます。児童館については、一番保護者が心配しているのが、やはり希望する保育所に入れるかっていうことなんです、入れるっていいことでよかったですね。

○福祉課長（篠原 浩君） 町長の答弁にもありましたように、来年度以降、児童館のほうで6名の方が次の保育所に行く可能性がある方でございますが、その方の御意向を聞いた場合に、現在のところ把握しているのが、めぐみの聖母が1名、それから番野地保育所は4名、中央、番野地で検討されている方が1名ということで聞いています。この方に関しましては、基本的には12月いっぱい保育の申請期間になっておりまして、3月で決定という形になります。できるだけ、この方に関しましては、こういう町のほうの意向で児童館を閉鎖するという部分もありますので、そういう部分の利便は図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘美津子君） 可能な限りではなくて、もう100%の希望はお願いしたいんですが、一つ確認です。今、児童館にいない子で、もしかして児童館があれば児童館に行っただろうという子が、児童館がないっていう選択の中で、ほかの保育所を選ばないといけないわけですね。そういう場合は、やっぱりその子も同じように希望の保育所に行けるかどうかという確認はとれていますでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えをいたします。

児童館のほうに、現在通われてない子どもさんで、今後っていう部分に関しては、今のところ町としては、ちょっと把握しておりません。しかしながら、この部分、全ての児童に言えるんですが、12月中に受付けた部分に関しましては、できるだけ希望通りの部分に沿うような形で現在まで園の決定をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘美津子君） そしたらもう一つ確認です。保育所というのは、保護者が働いていたり、親の介護とかによって保育に欠ける場合、子どもを預けるっていう制度ですね。児

童館の場合は健全な遊びを与えてっていうことで、ちょっと全く趣旨が変わってくるんです。浜の場合は、お母様方は、やはり長期で漁に出ている御主人を守るために仕事につけない場合があるんですが、その方たちの場合も保育所にはきちんと入れる確約があるんでしょうか。結局、就労はしないと、親の介護もないっていう場合、きちんと保育所には入ることができるのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

保育所と児童館の違いっていう部分でございますが、児童館は基本的には未就学児から18歳までの児童がそこで遊べる施設という規定と、保育所に関しては、基本的には就労されている方に対しての施設っていう部分でございますので、通浜児童館に通われている方が全て両親とも就労されていれば、保育所の要件を満たすっていう形になりますので、その方に関しては保育所の入所可能という形になります。しかしながら、御主人は働いていらっしゃる、奥さんのほうは働いていないという形になりますと、保育所の入所要件に合致しないという形になりますので、その場合に関しましては幼稚園内の選択肢という形になります。

以上でございます。

○議員（徳弘美津子君） そこあたりが、やっぱり保護者の方の不安があるわけですよ。やはり、幼稚園となるとまた違って来るし、遠くなるわけです。幼稚園の場合は平成幼稚園とか、川南幼稚園とかいう形で、随分離れたところになるわけですが、そこあたりが、例えば限定的に、少なくとも今児童館にいらっしゃる、在籍する方に対しては、そこあたりの要件を緩和するっていうお考えとかはないんでしょうか。実際、今提出されている方は、一応、仕事をするっていう前提で申し込みはされているんですか。仕事につけてないっていう方はいらっしゃるんですかね。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

現在まで6名の方のお話っていうのは、通浜児童館の先生を通じて、次の保育所はどちらを考えていますかっていう確認でございますので、申請書を現在までに確認したわけではございません。申請書につきましても、書き方等を児童館のほうの保育士から指導等をするようには伝えておりますので、そういう形の中で上がってくるものと考えているところでございます。

今、徳弘議員が申しましたように、その部分の要件を、児童館の事業を緩和っていう部分に関しましては、保育所の規定部分っていうか、法律等で決まっている部分がございますので、この部分に関しましては、どのエリアを要件緩和とか、そういう部分はちょっと不可能な状況でございますので、保育所自体が、両親が就労して子どもをみれない方を預かるという規定になっておりますので、そういう中では就労がなければ、幼稚園とかの選択肢をこちらのほうからお願いするという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) わかりました。そういう流れでいくということですね、幼稚園を指導することで。また考えておきます。

保育料については、児童館の場合はおやつ代という形で、月に幾らっていう形で、いかがでしょう、今、大体ざっと、それぞれ試算をされているのかと思うんですが、今までより負担が相当増える家庭が多いようにありますか。今度、いろいろありますよね、保育料の軽減もあるので、そこを含めたときに大きな負担になるのかどうかっていうのを確認をお願いします。

○福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

保育料の件でございますが、現在、児童館では保護者の会の負担金という形で、保護者の会のほうで集めていただいて、そのお金で調理師さんを雇われて、おやつの調理とか、そういう部分で使われているというふうに理解しておりますが、保育料に関しましては、一律の町の規定の中での市町村民税の課税状況の中で見る形になります。当然、通浜の地区なんかで漁業なんかをやられて、高額な市町村民税がかかる場合は、かなりの保育料がかかってくる可能性もございます。しかしながら、先日、議員さんの勉強会の中でもちょっとお話ししましたとおり、所得税の制限を取っ払って、第1子、第2子、第3子のカウントをするっていう部分の軽減を、一応、3月、4月以降は考えておりますので、そういう部分が通れば、家庭の年齢構成にもよりますが、軽減ができるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) もう1回確認です。その保育料の概算を保護者の方にはお伝えしてるんですね。

○福祉課長(篠原 浩君) 現段階では、その部分に関してはお知らせはしておりません。3月決定後に、うちのほうで試算して、最終的に通知していくっていう形になります。

以上でございます。

○議員(徳弘美津子君) わかりました。児童館の跡地っていうか、建物利用ですが、私も要望等いうか、皆さんに聞くと、やはりそういう高齢の方たちが、漁協は2階に上がらなきゃいけないので、あそこだったらいいよねとか、保護者の方たちもそういう話があるので、野田原のように、野田原は地元の方の理解の中で最終的にほかの民間の施設に移行したわけでしょうが、ぜひ地元利用ができるようにしていただきたいなと思っておりますので、その考えであるっていうことなので、私の質問はこれで終わります。

児童クラブですが、先ほど、よりよい方向にいきたいということで、来年度からっていうことですが、親にすれば1日1日が大切なんですね。例えば、3学期からとかいう世界の中では不可能でしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申したとおり、児童クラブを運営する際には人員の確保、スペースの確保等、さ

まざまな課題がございます。現在、新年度の予算の準備をしている段階で、新年度の予算につきまして、そのようなサービスができるような予算の獲得をするため、資料をつくっている段階、検討を重ねている段階でありますので、新年度からということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議員(徳弘美津子君) わかりますが、なかなかお母さん達もやりくりをして勤めているらしいです。昔は地域に子ども達がいたので、ちゃんと家に帰っても、お友達同士で遊ぶという時代で、今、本当に児童クラブに預けないと子ども達の環境が危ぶまれている時代は、本当におかしな話ですが、保護者にとっては1日1日がすごく重いわけですね。できたら、本当に解決ができるのであれば、1日でも早くできる世界ではないかなと思っております。ちょっと聞いた、ここの中にあるのは、人員とか実施場所の確保ってありますが、現在のところ実施場所の確保は、ある程度、目途がついているのでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) 当然、新年度につきましては、山本小の児童のサービスを行うスペースについて、現在、目星をつけて検討しているという段階であります。

以上です。

○議員(徳弘美津子君) 私もこの質問に至るまでは、担当の方のお話を聞いて、どうなのっていう感じもあったんですが、教室の確保ができないということもあって、ちょっと調べさせていただいたときに、長期休業の中で山本小学校は図書室が利用されているわけですよ。あとは、多賀小の場合は家庭科室っていう形で、また川南と通山が余裕教室、余裕教室っていうものが小さい学校にはないんですよっていう言い方をされて、場所の確保が厳しいんですっていうことで、なかなか進まないという感じだったんです。もうこれは夏休みから、7月、8月から保護者の方で要望があるわけですが、やっぱり、すぐ何とかして取り組むっていう姿勢を見せて、年度年度で確かに事業でしょうけども、やはり早く取り組むっていうのを見せてあげないと、保護者はいろんな形で、「だめよ、今の町長は。」って、結局、最終的な責任は町長になるんです。そこをやっぱり早く取り組むって姿勢をやっていかないと、よく、すぐやる課とか、昔懐かしい言葉でどこかの課はありましたように、やはりもともと夏休みのほうで話は出ているわけですので、早急にやっていただくような形にさせていただいて、保護者の不安を拭ってほしい。今の町長ではだめよ、山本小学校ではもう児童クラブできないよっていう話になっているわけです。先ほどの児童館でもそうですけど、町長が、結局何でもですけど、町長名で皆さん文書来るわけです。町長の顔が見えないと、結局、町長がだめよって。もちろん、担当課の方はそれぞれ一生懸命やられているわけでしょうけど、児童館のことでも、一度でもいいから児童館に来て、町長が足を運んで様子を見たりとか、どうでしょうかという、小さいところに、細やかなところに足を運んでいただくことが非常に大事ではないかなと。山本小学校でも、そういうふうになっているわけですから、参観日

とか、いろんな行事があるときに顔を見せてあげること、それが私たち議員でもそうです。私たちが顔を見せることがすごく大事なわけですので、ぜひ町長もどうするか知りませんが、やはり町民に顔の見える町長であってほしいなと思っております。

山本については、本当に早急にやっていただくようお願いしたいと思うし、人員確保とかも言われて、実は先日、総務のほうで政務調査に行ったところの長野県の南箕輪では児童クラブがすごく充実しております、もちろん学校のすぐ隣にあって、建物ももちろん新しく造っているわけですが、150名の登録で毎日100人ぐらいの子どもが来ると。そこで、やっぱり人員の確保が大変ですって言われたんですが、確認をしたら、そこはどういう経過でそうなっているかわかりませんが、庁舎の人と報酬が違うんですね。庁舎の人たちが八百幾らのときに、その児童クラブの指導員の人は時給1,000円っていう形でやっているらしいです。そうすると、ある程度、人が、やはり短時間ですので、2時間、3時間の世界なので、なかなか人が見つけにくいのではないかなと思っていますので、そういう臨時とか、そういう者の給料の体系が、そこだけ特化したものができるかどうかっていうのは私もわかりませんが、実際、そこでできるんですよっていうのを、その担当の方が言われたので、もし可能であれば、もちろん有資格者では880円という形になってはいますが、そこあたりのことも検討して、指導者に不安を持たないようなことをしていただければいいかなと思っています。では、児童クラブについてはいいです。

次、中学校の学びについてですが、先ほど、10年間で59名っていいいますが、その推移っていうものを確認されていますか。そこをお願いします。

○教育長(木村 誠君) 10年間の推移ということですが、ばらつきはあります。人数でいきますと、11人が一番多いです。それからゼロの年もあります。ですから、10年間合計して59名ということになっております。よろしいですかね。

○議員(徳弘美津子君) ありがとうございます。

○議長(川上 昇君) 発言許可をとってください。

○議員(徳弘美津子君) すいません。教育長、まだまだ私立に行く方は少ないからっていうことで安心をされているのかどうかわかりませんが、どう考えます。私立に行く人たちの考え方っていうのを。スポーツであろうか、学びであろうかというところ。

○教育長(木村 誠君) 宮崎市内に今、私立が6校ありますよね。1校はかなり南のほうですし、駅から遠いということで、以前は偏った学校に進学していましたがけれども、今、もうこの残り5校、住吉、宮崎駅、南宮崎駅から近いですよ。そこあたりに、本当、今年が一番ばらけたかなという感じがしますけれども、いろんな価値観というんでしょうか、ニーズというんでしょうか、保護者、本人のということで、学校を選択されていると思うんですけども、以前は、ある学校がスポーツに特化して、宮崎市内あたりでは、もうチームごと来てくださいというような、そういう勧誘の仕方もあったんですけど、最近それは減っ

てきておりますけども、以前は、そういう剣道、サッカーで、ある学校を選択するというようなことがありましたけども、今はいろいろ聞きますけれども、やっぱり宮崎近郊で何かあってる、そこに放課後は行って、あることに挑戦したいというようなことがあったりして、宮崎市内の私立高校を選んでいくというようなこともありますけども、やっぱり、その後のことを、要するに高校、大学のことを考えて行かれています方もいらっしゃるというふうには思います。

以上でございます。

○議員（徳弘美津子君） 例えば、町内の川南の国中、唐中に不満があつてついでというわけではなくってということで、認識でいいですね。

一つ、これもちょっとある方に話を聞いたんですが、うちの町ではありませんが、ずっと以前ですけども、ある中学校がすごく荒れていて、その中学校の卒業生をとらないっていう高校もあったとか——本当かどうかわかりませんよ——そういう話がまことしやかに流れるわけです。学校が荒れると、結局、その卒業生でいたくないっていうのがあって、あえて中学校に私立に行かせるっていう話もあるやもしれませんし、まだまだ川南は崩壊教室もないでしょうが、後でもいじめとかありますが、やっぱり学校のレベルもあるでしょうが、学校のいい雰囲気をつくっていくのも非常に大事であるかと思うんです。もちろん、学力にも不満があれば私立に行かせる人もいるでしょうし、やっぱり一番は、この学校の卒業生って見られたくないっていう学校をつくってほしくないんですね。今、いろいろあるかどうかわかりませんが、大変問題を抱えていることも多いかと思いますが、ぜひ、そこあたりを川南の国中、唐中が誇りを持てる学校になってほしいなと思っておりますので、ぜひ教育長の努力をお願いして、学力についても強化できるような学校の先生を引き入れるとかいうのも頑張ってもらいたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

骨髄バンクについては、前向きに検討していただくということですので、ぜひ、役場の方たちに限らず、普通の会社とかにもぜひ声かけをして、そのためには、やはりそういう経験をした方の話がすごく重要でありますので、ぜひそこあたりを、この補助をすることによって、お願いに回りやすくなるのかなと思っておりますので、多分、1年に1人も2人も出ない世界だと思うんです。そんなにマッチングすることはありませんので。ただ、より多くのドナーの方がいらっしゃることでチャンスが広がる方はたくさんいるので、ぜひ川南もそういうまちづくりをしてほしいなと思っております。

この「みんなの予算書」ですが、どうでしょうか、どんな感じですか。多分見られたと思うんですね、これ。町長はこの都農町の、どんなふうに見られました。

○町長（日高 昭彦君） 役場の仕事の、失礼な言い方かもしれませんが、私が住民のときには確かにわかりづらいなという気はしていましたが、必要な部分については知りたいという要望がありましたので、ということ、わかりやすく提供するという視点は非常に大事な

ことだと思っております。

○議員(徳弘美津子君) ぜひ、これは7月に発行されているみたいですので、やはり3月の予算からつくり上げていくっていうのと、あと、総務課の中でできた課が、今年の4月からできて、年度の中で新しい事業を展開することで、年度途中で展開をするので、なかなかこれに載せられないと思うけど、やはり3月の段階で、本当の骨組みというか、川南の売りというものは出せるようにしていただいて、この1冊で全てがわかるっていうものをしていかなないと、今のままで行くと、これがもし出されたとしても、追加追加で差し込んでいくような形になるので、いつも思うんですけど、大事な予算、重要な政策は、やはり3月の予算の中できちんと出して行ってほしいと。そして、それが一つのこういう本によって皆さんがわかるっていう。本当にわからないんです。

お母さんが、今、妊婦検診が10回までは補助をしますよね。それさえ知らないんですね。「そんなのがあるんですか。」という。実際、今、子どもさんを持っている方が。だから、やっぱり母子手帳を配るときに配付しますよではなくて、どのときにどういうタイミングで、そういう立場になるかわかりませんので、みんなが読めるようなものが、果たしてこれが本当に都農の方に受け入れられているかは知りませんよ。でも、ないよりはあったほうが良いと。

これ全て、例えば家を建てた場合が幾らですと、その財源元までちゃんと書いてあります。大方、ざっくりと整理すれば、あとはもうその課に行けばわかるわけですので、簡単にわかりやすいっていうのはすごく大事なことです。ぜひこれは、もちろんSNSを使うのも大事でしょうけど、本当に1割の人しか見ません。私もいろいろSNS投稿していますが、ほとんど見てくれないんだろうなと思いつつでもやっていく。町長も毎日更新をされています。やらないよりはやったほうが良い。だから、例えば、10伝達方法があれば、SNSが2であれば、回覧板が3であれば、こういうので3でとか、プラスプラスでこういうものをしていくことで、住民がより町に対してわかりやすいまちづくりができるのかなと思っています。最後に、ぜひこの検討はいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今、言われたとおり、情報がこっぴだけ多い世界ですから、情報を発信するんじゃなくて、より大事なことがいかに伝わるように考えて、どこに向かって、どういう方法で使うかということですので、今、議員が言われるとおり、やはり我々が川南町にいる限り、町民の方に伝わって初めて情報になると思いますので、当然、それは前向きに検討いたします。

○議員(徳弘美津子君) ありがとうございます。

以上です。終わります。

○議長(川上 昇君) 次に、竹本修君に発言を許します。

○議員(竹本 修君) 皆さん、おはようございます。

自治公民館の現状について、通告の内容に従い質問をいたします。

川南町は平成26年度において6つの自治公民館を発足させ、従来の24区制から移行されました。それから4年目の月日が経とうとしております。ようやく、自治公民館というものを感じつつあるのではないのでしょうか。自治における改革が実行され、よい点、悪い点、改善することなど、いろいろと課題が見え始めする時期でもあるというふうに思います。町長の現在の心境をお聞かせいただきたいと思います。

私は、川南町の一番の課題は人口問題、つまり人口減少ではないかと思います。その根幹でありますゆるぎない自治制度の確立、そのことが住みよい町ではと思いますが、いかがか。

町の健康に関する特定検診率の低さ、また、あらゆる選挙投票率の低さ、これらは県下でもワーストであります。これらを考えると、土台をなす自治組織の充実を身近に捉えていくべきではないかというふうに思います。

一つ例を挙げると、現在、私たち議会が発行しています議会だよりは4,000部しか作成していません。本町の世帯数は、およそ6,500の、その差を考えると、2,500は初めから届いていません。この現状を町長はどのように感じておられますか、お伺いしたいと思います。

町長は29年度の町政運営方針で、喫緊の最重要課題として人口対策を掲げておられますが、あらゆる政策こそが最終的には人口対策に到達するのではと思います。自治公民館の充実も町長が言われる手法の一つではないのでしょうか。町長の見解をお伺いします。

最後につきましては、質問席からお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、自治公民館制度がスタートして4年目ということでございます。今までの振興班・分館単位から、24から6つの小学校区制というふうになったわけでございます。一言でいえば、大きくなったという利点をいろんな活用できる部分は多々イベントとか、小学校単位でまとまって消防団、いろんな形がまとまって大きな動きはとりやすくなっていると感じております。

しかしながら、議員が言われるとおり、基本的に自治組織でありますから、いかにその住民の生活がしやすい、そしてそれがゆくゆくは人口増につながるような取り組みができるのかということでございますので、やはり改善すべき点というのは今後もその都度しっかりと向き合いながらやっていく必要があると思いますし、よく言われるのは、自治公民館になってから、分館がなくなったから振興班との距離があると言われていたのは実は事実であります。それは、そういう、もし必要であるならば、分館という名前は違うと思いますが、またいろんなその公民館ごとに新しい態様があってもいいと思いますし、そういう可能性をこれからどんどん探していく、そのために今年度地域振興計画というのでも検討させていただいておりましたので、間違いなく全てがいいと私もさすがに自分が進めた政策であります、そこを言い切る状態ではないのはわかっておりますので、少しでも川南町のためにという方向は

今後もしっかり取り入れていきたいと思っております。

一つの例で投票率の低下であるとか、集団検診の低さというの也被言われました。実際、その辺に対しての取組みはいろいろな、例えば投票率でありますと、選挙管理委員会と各学校の取組み等もやっております。しかしながら、まだ実際答えが出ていない以上、まだやり方が足りないというふうを考えるしかないと思っておりますし、検診率も町民健康課を中心に保健センター、いろいろな形で徐々に数字が出てきておりますし、少しでも前向きにやっているといるところと思っております。

繰り返しになりますけど、全ての政策がどこに向いているかというのは、やはり住民の福祉の向上でありますから、住民がここは住みやすいなど、暮らしやすいなというまちに議員が言われるとおり、していくのが我々の仕事だと考えております。

○議員（竹本 修君） 今、町長の答弁の中にもありましたけど、私自身もそうあるわけですが、今回質問の項に自治公民館とはということで、自分もいろいろな角度から考えてみたわけなんですけど、確かに自治組織は地域の者が創り上げていくのが基本的なことだろうというふうに思います。しかし、4年前までは24区制で行政のほうはずっと指導していたというのがあったというふうに思います。それが一概にこの中で変わっていくかということになりますと、非常にわかりづらいといひますか、そういったことがあるんじゃないかと、認識の問題だろうというふうに思ひますが、特にこの振興班長といひますか、そういった形の中におきまして、非常に難しさがあるだろうというふうに思ひますが、この4年の中におきまして、町長から見た現況はということですが、館長会等に町長の出席はどうであるのか、それとその会議の内容に若干触れた部分もあるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、自治公民会館館長会というのは毎月開かせていただいておりますし、私も基本的にはほぼ全部出ているところでございます。

その中で、やはり地域ごとの特色があるのは事実であります。それぞれの地域性というのはあつて然るべきでありますし、議員が言われたとおり、過去には行政主導だったと。それが悪いと言っているつもりではございませんが、私が目指すのは、当然それもやりながら、基本はやっぱり自立心が芽生えてくること私自治だと思っておりますので、指導ではなく、住民とともに行政も一緒にやるという協働だという方向で、問題がありますので、しっかりそれはこれからも向き合つていきたいと思ひます。

○議員（竹本 修君） 私が先ほど言ひますように、今、地域におきまして属地的に組織がなされています振興班ですね、振興班につきましては、それぞれの振興班の約束事で、1年のところもあれば2年の役職のところもあるというふうに思ひますが、それらにつきまして、行政としては年に1回、4月におきまして振興班長の、一昨年は振興班長の大会といひますか総会の趣旨であつたわけですが、今年につきましては川南町の地域づくり大会ということで、大会になっております。そういったことにつきましての移行をされたといひるか、

そのあたりの考え方につきましてお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 地域振興班長大会から地域づくり大会に変えたのは事実でございますが、なぜかという、基本的に川南町の歴史上、振興班を自主的な組織だと位置づけておりながら、やはり行政としてもいろんな仕事をお願いしたのは事実でございますが、やはりもう一度原点に戻ると、強制的にできるものではございませんので、そこは我々もしっかりちゃんと伝わるようなこれからの自治公民館制度の中で取り組むべきだと思っております。

仮に、自治公民館じゃなくて24分館であったと。じゃあ、それから4年後どうなったかと考えると、やはりそこにはそこで問題があったと思いますので、要するに本当に今川南町が日本全国かもしれませんが、地域ということに関して、個人優先主義ということもよく耳にはしますが、だからこそ地域のよさという、連帯感というのをもう一度見詰め直す必要性はあると感じております。

○議員（竹本 修君） 私がこの振興班にこだわるのは、振興班長さんがどういうふうな形で自治公民館とのつながりを振興班としてやっていくべきか、それに基づいての考え方がなされていないというのが私は現状の中にあるんじゃないかというふうに思うんですが、それとあわせて、先ほど言いますように、平成28年度の川南町の振興班長会の資料と、今年の大会の資料につきましては若干趣が違うわけですね。そのあたりにつきましての行政としての振興班に対して、振興班長さんの会合につきましての考え方につきまして、いま一度お伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

平成28年度の振興班長会につきましては、従来の形式を残したままの振興班長さんへの行政連絡という形をとっておりましたが、やはり制度も移行しまして、29年に地域づくり大会ということで開催した理由としては、地域活動や地域課題にどのように取り組めばよいかを川南町全体で考えて、今後の自治活動に生かしていきましょうということを掲げて開催したものでございますので、そちらのほうがより自治公民館制度に則したものではないかというふうに考えて開催したところでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） それでは、今後につきましての町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどとも同じ繰り返しになる部分がありますが、一番大事なものは自立、独立、そういう自治の精神だと思います。そこが振興班長にわからんよと言われることも実際耳にいたしますので、そこは行政として、また町長として本当に根気強く、丁寧にしっかりと説明する責任は当然あると思っておりますので、そういう方向でこれから取り組んでいきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） 私が何でそこにこだわるかというのは、年に1回のこの4月初め

の振興班長の大会、今度あるんですね、そういうことで、その中で地域づくりということで、自治公民館の流れとか、そういった形の資料というものが出てくるだろうというふうに思うんですが、振興班長は行政としてのトップからの指導といたしますか、こういった大会については1回だけなんですよね。そうしますと、先ほど言いました多賀地区の自治会につきましましては、その後の活動については、自治公民館との振興班長のつながりという形になるわけです。その中におきまして、地域の活動としては、世帯割につきましましては800円ですかね、そういった形の実行につきましましては、振興班長を通じて振興班長の手当として行政のほうからいくんですよね。そうしますと、自治公民館長とのつながりといたしますか、活動としては自治公民館の中ということになって、最初の振興班長の大会におきましては、一応そういった組織の流れというものは説明があるわけなんですけど、それっきり、もう行政としてはその振興班にはただお金のやりとりといたしますか、そこだけですね。そうすると、「自治公民館の館長としては活動をお願いします」というお願いだけなんですか。何か物足りなさを思うんですが、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどの竹本議員についてのお答えでございます。ちょっと休憩が挟んでしまいましたので、もしかしてピントがぼけるかもしれませんが、地域づくり大会、過去の振興班長大会を含めて、もう少し大事な組織である振興班に対する取組み、町長の考えという答弁だと伺ったつもりでございます。

今、地域づくり大会にしておりますのは、振興班長だけでなく、地域の住民にも参加していただいて、もう一度、地域づくりというのを見直そうということからでございますし、現在、地域振興計画というのを各公民館ごとに検討をさせていただいている最中でございます。なかなか議員が言われるとおり、参加率の低さというのは非常に辛いものがあります。これはどこの自治体も向き合っている現状なのかもしれませんが、だからこそ、住民参加と情報公開という、この2点だけをしっかりと、どんな状況が来ても、こちらとしては誠意を持って丁寧に対応していくつもりでございます。

○議員(竹本 修君) 私の質問の3点ほど上げておりますが、どれもこれも関係しますので、まともな質問にはなっていないかというふうに思うんですが、基本的には、この24区制から6つの自治公民館制に変わったときの一番問題としては、やはり個人の解消、そういっ

た者の組織化への加入の指導への徹底ということが私は最大の目的ではないかというふうに思ったんですが、それらにつきまして、この4年間の中で、数字的には、昨日決めたから今日10%上がるというものじゃないというふうに思うんですが、しかし、それらがどういうふうに今捉えられて行動されているのかというのが一番関心ということであるわけです。

先ほど、町長のほうから地域振興計画等が多賀地区のやつも持っていますけど、そういった形で作られています。そういった形におきまして、しかし、こういった個人じゃないけど、加入への考え方につきましては、これは一概に、こういったものをつくったからどうのこうのということじゃないというふうに思うんですが、町長のほうから見た場合に、今現在、4年経った中において、その計画につきましての認識を町長はどういうふうに感じておられるのか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 4年経ってということでございますが、正直に言うなれば、明らかに50年ぶりに大きな変化をしたわけですから、いろんなアレルギーが出るとは予想をしておりましたので、あるときからもう一度やり直そうという機運が出てくると私はずっと信じておりました。今回、そういうことに、反省を踏まえて、1個違った視点、もう少し1段上がった形というものを探すための第一歩だと、今回の地域振興計画は捉えております。

○議員（竹本 修君） 町長、4年経ったんですね。その中におきまして、やはり答えは昨日から今日に100%とは、私はそういうことは申し上げておりませんが、しかし、中身が徐々に改善されていく、どういうふうな取組みをしているかということも捉えていかなければ、先ほど冒頭に申し上げましたけど、館長会への町長の出席はどうであるのかとか、そういった形の一から始まる問題につきまして質問の中で聞いてみたんですが、ここに、この10月22日に投開票されました衆議院の投票率の中におきまして、町村でどこが一番最低の町村であるかというのは、町長は御存じですか。

○町長（日高 昭彦君） 翌日の新聞の確認はしております。

○議員（竹本 修君） 門川町なんですよ。その次が川南町なんですよ。その差は0.5%ぐらいしかないんですね。50%を割っています。川南町は49.45%、門川町は48.78%です。50%を割っていますよ。これは、昨日きょう始まった問題じゃございません。いつも郡内では川南町が最低の投票率でございます。これをどういうふうに捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、投票率が低いのは非常に残念な結果でありますし、それをいかにして対応していくかというのは、十分大切な課題だと考えております。

○議員（竹本 修君） 私は、今日のこの6つの自治公民館制度というものを一番関心を持っているのは、先ほど言いました、こういった個人といいますか、そういったものをなくし、そういった人たちのいろんな大会の参加というものを期待するわけですが、それらにつきまして、このパーセントは、私はここではないかというふうに思います。やはり、自治会

というふうに思うんですが、そういう方も実際にお聞きをします。その中において、どういった形で、今後、地域づくり大会とか、催しの自分の位置というものを考えていかれるのかなというような気がしてなりません。自治の館長そのものが、指導を持ってやるところにつきましてはいいわけですが、そういったもの、この自治会につきましても200戸、10戸、300戸、そのあたりと1,000戸近くのところと、地域によってもものすごく差があるわけですが、そのあたりの行動の差というのがあるというふうに思うんです。ですから、先ほど言いました自治館長におきまして振興班長に活動を願うためには、大きいところにつきましては、よう集めきれないところもあるわけですね。やはり、そこは前の区制の中におきましての考え方で処理をされて、特に敬老会の実施とか、いろんな形をされているというふうにお聞きをしますが、しかし、旧の1区、2区を申し上げてみますと、もう4年経ちますから、これが10年も経ちますと、旧というものは、自然とその地域において理解はし得ない世代が増えてくる。そういったものが非常に大きいというふうに感じるわけです。それぞれの自治体の中で考えて、新しい地区割じゃないけど、そういったものを考えてかなければならないというふうな状況も生まれてくるんじゃないかというふうな気はするわけですが、そういった形につきまして、特に振興班長の立場といいますか、そういった形につきまして、再度、手当のやりとりと活動の支持者、館長の支持者、町長の支持者というものが流れの中におきまして、もう一回、私は整理する必要性というものがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○町長（日高 昭彦君） 自治公民館については、私の理想とする自治公民館というのは、川南町に6つの独立国があるという世界だと私は思っております。ただし、現状に合わない部分、必要な部分については、自治公民館ごとに、やはり独自のやり方なり、形式があっただろうと思っております。今、言われたとおり、旧分館単位で新しい地区名をつくって、またそこに大きい枠の中でまた中ぐらいの枠もつけるというのは自由にできますので、私としては、今、この4年間がある意味チャンスの時期を迎えたと、いろんなことが、問題点が各地で出てきておりますので、これをその地域ごとに整理して、また新しい形をつくっていく本当にチャンスだと私は捉えております。

○議員（竹本 修君） ちょっとかみ合わないような気がします。私が申し上げたいのは、振興班長と自治会の流れが、お金のやりとりだけがつながりじゃないというふうにおっしゃればそれまでなんです。しかし、振興班長さんから見れば、手当としては行政のほうからいただきました、自治会のほうからは、ただ仕事と流れしか自分としては発生していません。そのあたりの考え方はどうですかね。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

まず、振興班長さんに対する従来の報酬ということで平成28年度までやってきておりましたけれども、やはり振興班というのは川南町においての最小の自治組織であり、我々と同等

の立場にある団体だというふうな認識から、交付金として回覧板を回していただける場合には協力金をお支払いしますと、ぜひ御協力くださいという形にさせていただいたところです。それは皆さん御承知のとおりだと思いますが、制度の混乱を避けるために詳しいところまで振興班長さんにそれぞれ説明が行っているかという、それはちょっとそこまでは行ききつてなく、最終的には竹本議員がおっしゃったような誤解がいまだに生じているところもあるかと思いますが、趣旨としてはそのような形に変わっておりますので、本町から報酬によって集めるというようなことをやっているわけではございません。

一方、自治公民館と振興班長さん、振興班との関係ですが、こちらは振興班長さんを自治公民館の役員というふうに位置づけるところもありますし、そうでないところも、それは自治公民館ごとにそれぞれ、さまざまでございます。ただ、自治公民館をサポートする自治組織というふうに捉えておりますので、その代表となるのが振興班の班長さんではないかと。これが自治公民館の組織、振興班と自治公民館の役割ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議員(竹本 修君) 課長のおっしゃること、町長のおっしゃることは非常にわかるんですが、一つ矛盾してくるのが、やはり今、自治公民館制度になりまして、多くのイベント、地域におきまして活動されているところもあり、普通というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、その活動範囲は非常に大きいものがございます。ですから、そこあたりにつきましての振興班長の行動というものも自然と多くなってくるというふうに思います。ですから、そのところをどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

振興班というのは、それぞれの方々、特定の目的、課題等で結成された集まりであり、その活動については何ら制限するところではございません。議員のおっしゃるように、振興班の班長さんの活動の範囲が広がって、自治公民館の中では役割が非常に大きくなったということであれば、自治公民館の活動に参加する人を増やすことによって、一人一人の負担を軽減するやり方もあるのではないかとこのように思いますので、そこについては自治公民館それぞれでお考えいただければ幸いです。

以上です。

○議員(竹本 修君) それでは一つお伺いしたいというふうに思うんですが、今、振興班長につきましては世帯割とか、いろんな形の積み上げだというふうに思うんですが、それとあわせて、自治公民館につきましても、世帯の中、そういった形で基本的にはなっておりますが、それらにつきまして、そこを行動的にやろうとしたら、その世帯の金額につきまして、どこまでできるかは、その館長の技量にもよってくるんだらうというふうに思うんですが、しかし、世帯数の小さいところにつきましては、お金の流用じゃないけど、いろんな形

の使い道はもう限られております。大きいところにつきましては、そういった配分でなされているというふうに思うんですが、山本なり多賀なりで、そういった形につきましては、やはり行動費っていうか活動費、そのあたりの考えはないものか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) 竹本議員のただいまの御質問にお答えします。

質問の趣旨としましては、自治公民館の活動交付金についてということでもよろしいですかね。ただいま平成30年度の予算要求を済ませたところでございますが、やはり今、川南町全体で人口も少しずつ減少していく中で、世帯割であるとか均等割という基準をもって、今、自治公民館には交付金を支出しているところです。その金額もある一定の金額を保つ必要性もあるんじゃないかということで検討をして、新年度の予算に向けて予算を要求しているところですので、今しばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○議員(竹本 修君) そのこともぜひともやっていただきたいというのが、先ほど言った、ある自治会におきましては、個人解消とかそういう問題じゃないと思うんですが、地域を盛り上げるために会社ぐるみ、企業ぐるみの人参加させるように足を運んでいるという話もお聞きします。ですから、そういったものにつきましては、活動なりに、そこあたりで解釈しながらやっていただきたいというふうに思います。

そういうことも含めて、この6つの自治会の中におきまして、内容的に、私は6つの自治会がでこぼこにならないような、均等性のあるような行政の指導、そこはぜひともやっていただきたいというふうに思うんですね。自治になったから、もう地域に任せます。そういった形じゃなくて、やっぱり先ほど言いますように、館長の会議等にはぜひとも出席して、均衡性のある形をとっていただきたい。

特に、一つだけ要望しておきたいのが、自治会の中におきまして、広報紙といいますか、そういった館長だより、そういったものを発行しておられるところが見受けられます。特に、1カ所につきましては非常にいろんな形で、年に何回となく、そういった公民館だよりというものを発行されておりますが、そういったものにつきましては、非常にやらなければいけない、私は一つの仕事だろうというふうに思います。何が公民館の中で実施され、地域の中で実施されたかというのは、地域住民の中で知らせる。そういった類いのものにつきましては、行政としても、ぜひともこれだけはやってほしいと、そういった形、先ほど言いますように、それが一つ一つの私は積み上げではないかというふうに思うんですが、そういった最低的な自治会だより等の指導もやっていただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの竹本議員の御質問にお答えします。

発行回数とか紙面の大きさ、枚数に違いはありますが、私が今、把握している中では4つの自治公民館では広報紙を作成されているようです。いずれの自治公民館でも、きっかけは自治公民館制度の仕組み、取り組み、行事を広く住民に知ってもらおうというところが始ま

りのようで、広報紙の名称、発行回数とか内容、編集に至るまで、みずから考えて発行されておられます。

このような取り組みというのは、自分たちで試行錯誤を繰り返しながら、無理のない範囲で取り組もうというふうに館長さんが考えておられましたので、初年度の発行回数というのが1回であったりとか、2回であったりとか、非常に少なかったわけなんですけれども、それから徐々に回数を増やしてきたというふうに聞いております。そのようなものであるからこそ、長続きもしますし、内容も充実してくるというふうに考えております。残り2カ所の自治公民館でも広報紙の作成には至ってはいないんですけども、行事等の案内等もされておるようですので、工夫しながら、ほかの自治公民館に負けないような広報紙作成に取り組んでいただくと幸いですというふうに考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 最後に、6つの自治公民館活動が行政の指導のいく点につきましては、指導の徹底、それから館長会議への出席をされて、トップを初め、いろんな形で均等性の図られた行政といいますか、自治公民館の指導をされるよう要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 先に通告しました一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。

先日、町議会ではライター、ジャーナリストの森健氏を講師にお招きし、アドバイザー研修会を催しました。せっかくの機会ということで町執行部にも参加いただきましたが、町長も御参加くださいました。最後の講師へのお礼の言葉は町長みずからが述べられましたが、町長は御自分への指摘ではどの言葉もありましたが、ここにありますが、まさに今年の1月6日付の広報かわみなみの冒頭の新年あいさつで町長が述べられています本年の重点取り組み、1、コミュニティの強化。2、人口減少に歯止めをかけるため子育て体制整備と若者定住。3、基幹産業の農業、漁業の強化と産業創生、創出、雇用対策とありますように、我が町にそのまま当てはまる指摘があったと受けとめられたのではないのでしょうか。

今回は「人口減少は怖くない、副題は子供がふえた地方の秘密」ということでしたが、各地の取り組みなどを御紹介いただきました。いろいろ成功例、失敗例を交えながら地域づくりについて御指導、御指摘いただきました。

数あるお話の中で総論になってしましますが、特に私の印象に残ったことを申し上げれば、やはり地域を維持するためには一定の人口が必要であり、そのためには安定的にそこで暮らせる生活基盤が必要。すなわち生活が維持できる安定的な収入が必要だということ。もう1点は、地域愛、コミュニティの人間関係の密度を指摘されました。これまでも多くの方が地域や町の存続には仕事や子育ての必要性を訴えられておられますが、地域コミュニティの

大切さをつけ加えられたのは、私といたしましては新鮮に感じたところでした。

安定的収入を得る仕事同様に、子育てや地域愛の重要さは十分に認識しているつもりであります。今回は仕事のことを主に質問させていただきます。

先ほど、第48回衆議院選挙が行われました。本町の投票率の低さが気になるところで、先ほど同僚議員も御指摘いただいたところではありますが、残念ながら本町の絆度をあらわす一面だという御指摘もありました。今回は、それはさておき、選挙戦の中でよく国難に立ち向かうとか、国難に取り組むという言葉が行き交っていました。町難、町の難という言葉は余り聞いたことはありませんし、そのような表現があるのかも知りませんが、私は人口減少、少子化はこれから川南町が立ち向かわなければならない町難、避けては通れない課題だと確信しています。そのことがとりもなおさず、常々申し上げています持続可能な地域、まちづくりと裏腹だと言えるのではないのでしょうか。

ところで、町長は今回の森先生のお話を聞かれ、どのようなことを感じられ、今後、施策に生かされるのか。また、どのように人口減少に対処され、どのようなまちづくりを進めようとするおつもりなのか、何かございましたら伺って、次の質問に移りたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

冒頭の1点目だけでございましたようでございますが、まずは森健氏の講演については、本当に貴重な時間をいただきました。我々も参加させていただきましたことにお礼を申し上げます。その中で、いろんな例を申されましたし、私も過去に資料を見ていたことがありましたので、事前に本等も読ませていただいたんですが、今、町として、当然議員が指摘されるように、いかに生活基盤であるというか、人口問題に向かってどう立ち向かうかということで、10年後を見据えた具体的な取り組みということを始めたところでございます。具体的には、やはり言われたとおり、働く場の確保であるとか、共働き、子育て世代に対する負担軽減でございます。医療費助成は28年度からでございますが、現在も保育料の軽減、それから10月からは保育士確保対策、また高校生に対する支援、そして、農業後継者である新規就農者、またそういう方への支援として婚活支援とか、移住定住支援、そういうことを今後とも取り組んでいくところでございます。

○議員(荻原 敏朗君) ただ、町長、以前の長期総合計画等では、例えば農工併進のまちづくりとか、緑豊かな田園都市を目指すとか、何となく、ほんわかでも川南町の目指す方向というのが見えたような気がするんですよね。町長が目指していらっしゃる川南の町っていうのが、何となく私にはイメージできないんですけど、何か具体的な、こんな町なんだよっていうのがございましたら、お教えいただくとありがたいのですが。

○町長(日高 昭彦君) 議員が先ほど私の正月の挨拶でも言われたとおりでございますが、先ほどの別な議員からもありました自治組織、新しいコミュニティをどう創っていくのか、それから人口減少時代に向かってどう生きていくのか、そして産業というものについて、農

業が基本の川南町であります。第1次産業が基本でありますので、そういった再構築をどうしていくのかということでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 第1次産業中心のまちづくりを目指したいということですが、このことについては、また後でお伺いさせていただきます。

それと、人口減少に対してですけど、前回の学校再編等についても、私、ちょっと町長の姿勢がよく理解できない部分があるんですけど、理解できないというよりか、わからない部分があるんですけど。人口は本町、残念ながら減少傾向にあるわけですけど、町長の姿勢として、人口減少にあらがっていき、少しでも食い止めようとされる施策を進められるのか、または人口は減少していくけど、それをある程度追認して、それに対処するまちづくりをお進めされるつもりか、その辺の姿勢っていうのをお伺いさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） 人口減少問題については、当然、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。ただし、予測される数字というのは、子どもさんを育てられる年代層の人口から推計できますので、これから劇的に増えるという数字は、統計上は非常に苦しいと思いますが、我々としては当然、いかにこれを引きとめるか、増やしていくかという方策で取り組んでいくつもりであります。

○議員（蓑原 敏朗君） 人口減少に抗っていく姿勢で取り組むよという理解でよろしいでしょうか。

町長も県庁という組織にお勤めでしたからおわかりでしょうけど、役場も似たような組織で、首長が、ああしろ、こうしろと言えば、そう動く組織ですので、ぜひ今後とも御指導くださいまして、職員が一体となって人口減少に抗っていく、対処するという意味じゃなくて、難しいことは十分承知の上です。そういった姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

以前、町長に人口減少の原因を質問させていただいたときに、町長は転出者が転入者より多いこと、あわせて出生が死亡より少ないこととお答えになりましたが、私の質問の仕方がちょっと不適切だったのでしょうか、少し唾然としたところでしたけど、私はそういった事象ではなく、そういった事態に陥った理由、原因をお聞きしたかったのですが、このことは今さら申し上げることもなく、さきの森先生の御指摘にもあるように、私はやはり安定的な収入が得られないことが最も大きな要因、原因ではないかと思っております。

町長がおっしゃられるように、そのときの私の質問にお答えになりましたけど、都会に出て一旗上げるというんですか、チャレンジしていく、力を試したいという人はおって当然しかるべきだと思います。一方、生活のため、仕方なく転出を余儀なくされる方もいらっしゃるのではないかと思うわけです。できるならこの町で、川南町で暮らしたい。あるいは出ていくかどうか分岐点、ボーダーで悩んでいらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですけど、そういった方が川南町に留まれるように、生活していけるようにするべきじゃないかと思っているわけです。そのための仕事対策というんでしょうか、産業対策をお伺いしたいと思

ますが、町長、先ほど第1次産業を中心にとおっしゃいましたけど、具体的に何か計画がありましたらお尋ねいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、安定した収入、働く場所の確保ということで、今回、長年の、なかなか時間はかかりましたけど、企業誘致という形が一つは実現していくところでございますし、また、新しく働く場所、例えば今回、第1次産業であります、そういう地場産業を売る場所、それから今後、農業におきましてはトレーニングハウスということで新しい形の雇用も考えながら、また同時に生産物の確保、そういうことにも努めていけるんじゃないかなと思っております。小さな部門については、また必要があれば担当の課長に説明させていただきますが、商工業者または漁業者、それからいろんな形でしっかりとつながっていくために、連携をとりながら今後も取り組んでいきたいと考えています。

○議員（蓑原 敏朗君） 頑張っていきたいという決意ですから期待しておきますけど、ただ、町長、時間が限られていると思うんですね、今。だから、検討とかということではなく、速やかに何事もやっていただきたいと思えます。

次、町長は以前、私の質問に、本町は農業、漁業を中心とした第1次産業を基幹産業とする町だよとお答えいただきましたが、私も同様の認識を持っております。それでは具体的に質問させていただきますけど、まず農業についてであります、町長はよく6次化の必要性を言われております。一部の農家は、より付加価値を高める収入増を図るためには正しい方向だと思うわけですが、既に一部の農家は取り組まれておりますし、また取り組まれようとしている農家もあるようです。ただ、町内の圧倒的に多数の農家は、なかなか現状では御自分で6次化まで手を出せないというのが現状ではないかと思うわけです。その辺の施策をどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 速やかにいろんな活動をということ、事業を展開していただきたいということでございました。まさしくそのとおりだと思っております。我が町には、今、畑地かんがいという水の供給も可能になってまいりましたし、先ほども言いましたけど、これから農業者、いかに頑張ってくださいかということで、親元で就農される担い手補助金でありますとか、従来の青年就農給付金でありますとか、そういった活動、事業も取組みながら、先ほど言ったとおり、ハウスにおいてのトレーニングハウス等の準備もさせていただいておるところでございます。

また、畜産では、今、口蹄疫からも7年ということでございますが、新たな若者の組織の動きもいろいろあるようでございます。若手も帰ってきておりますので、しっかりと取り組みを進めていきたいと思っております。細かい点は担当課長に説明をさせます。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的にはですね。今現在取り組んでいる農家さんのブラッシュアップといいますか、そ

れに取り組みながら、先ほど町長も言いますように、6次産業化に取り組んでいきたいと思っております。また、先ほどありましたトレーニングハウスにつきましては、品目を今限定して、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 6次化でやっていらっしゃるところはブラッシュアップという表現ですけど、取り残された人たちをどうされるんでしょうかということを質問したつもりなんですけど。

○産業推進課長(山本 博君) 大規模な農家さんにつきましては、個人でそれなりに設備投資なりをかけた上で、自分なりに6次産業化、補助金も使いながらやってきていると思いますが、それになかなか対応できない中小規模農家さんにつきましては、やはり国、県の補助事業を活用しながら、それでも足りない場合には町の予算で賄いたいというふうに考えております。

具体的には、今園芸農家で施設の新規のハウスの設置、また更新等の希望が出ておりますので、そういった方の費用を今組んでいるところであります。

あわせて、ハウスの中の循環線であったり自動開閉機であったり、具体的なそういった支援も行っているところです。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 今お答えになったのは、どちらかという生産部門にかかわる部門のことが主のような気もするわけですけど、中小農家についてはなかなか6次化まではいきにくいと思うわけですけど、それは行政なり農協なり、生産者団体と協力して、できる部分はそれは協働して、1戸でできない部分は協働でやっていくしかないと思うわけです。これは直接的な6次化ではないかと思いますが、長野県あたりでは高原野菜等の出荷はかなり計画的にやられております。農協、農家、行政、私がびっくりいたしましたのは、農協、行政、ここでいえば役場ですね、が農家から非常に信頼を得ているというのが私にとってはちょっと驚きでした。正直、私どものやり方、私たちのやり方が余りよくなかったんですけど、なかなか行政の言うことは農家さん、聞いてもらえないことがあるんですけど、やはり信頼関係を続けて、出荷体制、出荷計画も含めてなるまで、それは来年、再来年できる話じゃないかもわかりませんが、地道にやっていかなくちゃいけないと思うわけです。

現に長野、愛知あたりでは生産体制も含めて、できない個々の農家については行政、農協等が協力してやっているようですので、なかなか一朝一夕にはいかないでしょうけど、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今の長野とかそういう具体例を出していただきまして、ありがとうございました。

当然、行政のやるべき仕事というのは、住民のために、住民の福祉の向上につながること

であると信じておりますので、やはり一体となるべきことは当然やっていきたいと考えております。

○議員(蓑原 敏朗君) ぜひ、私、やはり町長もおっしゃったように、第1次産業が繁栄しないと、ほかの部門等にも波及しないと思いますので、川南町はあくまで第1次産業が基幹産業とする町だと信じておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

森先生も指摘されていましたが、人口対策としては企業誘致、町長先ほど時間かかったけど1つできたよとおっしゃいましたけど、それはそれで大変ありがたいことですが、企業誘致も1つの道だが、既存のものをもっと見直す、大切にすることも必要ではないでしょうかという御指摘がございました。もっと川南町の持つポテンシャルを生かす方法も必要じゃないかと思うわけです。

今回、私は行政調査で先ほど同僚議員がおっしゃいましたが、長野県の南箕輪村、お聞きかもわかりませんが、子育てとかで名を馳せて、人口が増えている村です。珍しい、そういう意味では珍しいと思います。そこに行かさせていただきました。そこは、ちょっと丘というんですか、丘陵的なところですけど、農村地帯です。当日は、11月の頭だったわけですけど、当日は私ども宮崎から行ったから非常に寒くて、すでに何度か氷も張ったような話をされていましたが、それでも農業で頑張って生計を立てていらっしゃる方が多数いらっしゃるわけです。私たちは、この温暖な地域で、本当に本町の優位性を生かしているんだろうかと私そのとき感じたわけですけど、町長いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおり、我がまちの優位性、本当に温暖な気候でありますとか、先ほどもちょっと申しましたが、今では畑地かんがい用水ということも整備されつつあります。非常に大きなポテンシャルを持っておるのは事実でありますので、それをいかに生かしていくかが我々の仕事でありますので、関係団体、機関、また農家と一緒にしながら、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(蓑原 敏朗君) 町長も、農業については、本町のポテンシャルをまだ十分に生かせる余地があるというお考えのようですので、今後とも指導、協力、協働して頑張りたいと思いますけど、町長もおっしゃいました畑かんという優れた農業インフラがある

わけですけど、まだまだ5割前後の利用率だと思います。もっともっと生かして、高品質で高付加価値のものを生産できる余地はあるかと思うんですけど、その辺も御指導いただきたいと思うわけですけど、なかなか本町に今思いつくだけでも川南では畜産の盛んな町であります。耕畜連携とか、まだまだ農地の集積も十分だろうかという認識を持っております。前回の質問にも三毛作のことを質問された議員もいらっしゃいました。田んぼについては、もう既にやられている農家もあるようですけど、この辺も土の改良等も必要でしょうけど、本町の温暖な気候等を考えれば、まだまだ研究する余地はあるのではないかと考えております。ただ、残念なことに、台風がどうしても年に何回かは見舞われるわけですけど、その辺の対策も、事前の情報を察知して、農家に流すとかも行政として当然やっていかなきゃいけないことだと思っております。

前回、22号では、名貫川地域では、ハウスが被害を受けたというようなことも聞いております。また、これから心配な時期、鳥インフルエンザの心配等の季節になっておりますので、その辺の指導、徹底等もお願いしたいと思うわけですけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

議員の言われますように、土地の集積であったり、耕畜連携であったり、台風の対策というところが言われました。土地につきましては、農地中間管理事業を利用して、今懸命に行っているところでありますので、これに力を入れていきたいと思っております。

また、耕畜連携につきましては、今WCS等を農家さんにやっていただいておりますが、牛の需要に対しまして供給が十分に足りている状況でありますので、このあたりも、農家さん、園芸農家、連携してやっていきたいと考えております。

台風対策につきましても、より強硬なハウスの整備等にも力を入れていきながら、農家さんの支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 御存じでしょうけど、ハウス農家等については、年中通して保険に入っているわけじゃなくて、収穫時期とか、期間を区切って保険等に入っているような農家が多いようですので、事前の情報提供、1週間前に来た台風でそう被害がなかったから安心した側面も農家もあつたんじゃないかと思うんですけど、行政にもあつたんじゃないかと思うわけです。その辺、教訓を生かされて、災害対策はお願いしたいと思います。ところで1つお聞きしたいんですけど、3月の町政運営方針で、町長の町政運営方針の中にトレーニングハウスと同様に牧場の活用が上げられたと思うんですけど、あそこは行政財産から一般財産に条例を廃棄してなったわけですけど、その後の活用はどうなっていますでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

この牧場につきましては、議員の言われましたように行政財産から普通財産に変更したところであります。牧場の現場説明を行ったところ、業者が2社説明参加されました。実際入

札を行ったところ、1社の業者が入札ということで、今月、契約を済ませたところであります。この後この牧場につきましては、和牛の生産拠点という形で最大で200頭規模の頭数を予定しております。今後は、川南町の農家さんに子牛の供給等、不妊牛の対応であったり、新規就農者の研修施設であったりといったところで、この牧場を有効に活用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 牧場、川南町民の貴重な財産ですので、今おっしゃったように、ぜひ川南町の畜産農家にも還元できるように、契約者のもうけもでしょうけど、川南町の畜産農家にも利益が及ぶような指導をしていただきたいと思います。もし、差し障りなければ、その業者さん、どこの方かお教えいただけると、契約も終わったということですから、差し障りなければお願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 契約した業者さんにつきましては、町内の有限会社A&Fという会社と契約をしております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほど言いましたように、いろんなことに手を出すことも全否定はしませんけど、町長もおっしゃったように、川南町のポテンシャルまだ十分に生かし切っていないということですから、新しいものに飛びつくことよりもより地道な努力を求めておきたいと思います。

次に、水産業について質問させていただきます。

先日の若者連協結成30周年式典がありました。漁協の組合長もおいでになって御挨拶いただいたわけですが、その中で「通浜も若い者が減っています。」と、遠洋マグロ漁業従事者が増えている影響もあるとのことですが、沿岸漁業の漁獲量減少により、漁業での生活が困難になっていることも原因ではないかと上げられておりました。かつては通浜どれということで、市場ではブランド化され、高い価値を得ていたと思うんですが、非常に残念ですけど、以前は獲る漁業から、その当時「育てる漁業」とよく言われていました。必ずしも成果が上がらなかったから今日の結果なのかもわかりませんが、当時は、クロメ等の海藻を植えつけたり、漁礁の設置を盛んにやっていたのではないかと記憶していますが、現在は、それらのいわゆる「育てる漁業」への施策というのは何かやられていないのでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

まず沿岸漁業の対策につきましては、昭和51年から平成21年までにかけて国・県の事業活用して漁礁の整備を行ったところであります。平成21年度で終了しているということで、平成21年度以降に漁礁の整備を行っていないということで、県のほうの考えとしましては、漁礁の整備が終了したということでもあります。

また、沿岸の漁業者の対策ということで、稚魚の放流、特にヒラメの放流を行って、対策

をとっているところであります。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 稚魚の放流もそれは大変大切なことだと思います。ただ、ちょっと気になったのが、漁礁の設置は終了したと、終了して、それでもうオッケーならいいんですけど、御存じのように通浜地区は砂浜が多いわけですけど、砂で埋まらんとも限らんわけですよ。だから、必要であればまた県に訴えて、もちろん漁協の意向を相談して反映してということですけど、必要であればまた再度県、国にその必要性を訴えていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

議員の言われるように、これまで何百カ所と漁礁の整備を行ってきておりますが、確かに、この漁礁のところによっては、機能していないところが見受けられるようであります。それは、土砂が積もってあったり、そういったところから機能していないところもあるというふうに聞いておりますので、漁協のほうも言われておりますこの漁礁の改修について、希望したいという声もありますので、県のほうにもこの漁礁の改修について積極的に取り組んでいただけるように町のほうとしても声を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 現在町長は、漁業関係の役員をしていらっしゃらないんですかね、県の。もし、していらっしゃるのなら、機会を捉まえてぜひ県に今課長がおっしゃったような漁協の意見を踏まえて、ぜひ要望を上げていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 県の漁港漁場協会というのがございますが、就任以来ずっと県の会長をさせていただいておりますので、県全体の要望ということで国のほうには言っておりますが、その中で当然通浜もありますから、そういうことは常にやっているところでありますし、今後も必要な分は当然やっていきたいと思っております。

○議員(蓑原 敏朗君) ぜひお願いします。このままで県央部の一大漁協として栄えた通浜もジリ貧、衰退しかねませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、商店街についてお尋ねいたします。町の経済状況がつぶさにあらわれるのが私は商店街ではないかと思ひています。そういった意味では町の顔と言ひてもいいと思ひわけですが、私はこの商店街の近くに住んでおります。朝晩接してありますが、日常の元気、活気の衰えは否定できません。特に夜間は人通りもまばらでというよりほとんどないと言ひえる状態です。かつての賑わいはもう見る影もありません。もちろん個々の商店や商工会の皆さんは必至で頑張っておられますが、現状は残念ながら先ほど申し上げたような状況です。個々の商店、商工会の頑張りは当然で、言うまでもありませんが、指導も含めて、ここは行政も積極的に関与すべきではないかと思ひわけです。このままでいきますと、商店街という、私は橋や道路と同じように生活していく上で、ある意味インフラと言ひえると思ひますけど、そ

のインフラが川南町から徐々に失われかねないと思っているわけです。かつては、町長は医商連携の商店街と花火を打ち上げられたときがあります。その一環としてトロンパレットも設置されたわけです。当初こそ町や福祉協議会の大きな協力があり、商店街の憩いの場、にぎわいの場と期待された時期もあったわけですが、今では商工会のみの自助努力に委ねられているような気がしております。また、TMO然りではないのでしょうか。これは商工会が1人好んで立ち上げたものではないということはおわかりだと思いますが、町からの積極的指導、勧誘のもと、まちづくりの一手法として、立ち上げられたものではないかと思っております。TMOは、その趣旨、目的からして、行政の本当絶大なる支援がなくしては立ち行かない事業だと思います。以上、2点について町長の御認識をお願いします。トロンパレットとTMOについて。

○町長（日高 昭彦君） トロンパレットとTMOということでございます。本町の地理的条件というか、商店街と役場が私としては一体となっていると思っておりますので、そういう中で取り組みも今後も当然やるべきだと思っております。2つの、トロンパレットそれからTMO、当然軽トラ市も含めた、役場の取組み姿勢というのは、やはり職員もいろんなことに積極的に出ようとしておりますので、そういう中で特に今やっている川南町商店街活性化プロジェクトの中でも、しっかりとそれは検討をさせていただきたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） これからも積極的に関与していくというお答えというふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっと失礼かもしれませんが、TMOのいきさつというのは、町長、ご存知でしょうか。

○町長（日高 昭彦君） TMOについては、今資料を見ております。すいません。1998年に自治体の認定を受けたということで聞いております。これができるのは、商工会議所、商工会、第三セクターであるというふうに聞いておりますが、私としては、今現状ある仕組みの中で一緒に取り組んでいくということで、当初の設立に関しては、残念ながら、詳しくは把握していません。

○議員（蓑原 敏朗君） 理由はどうあれ、いろんな要素があったんでしょうけど、どちらかという川南町については行政が積極的に立ち上げようとしたわけです、TMO。そして、議会が承認しなくて仕方なしに商工会に投げかけたという意味で、どちらかという、言葉は適当ではないかもしれませんが、尻拭いを商工会がしているというような側面も否定できないわけです。その辺は、いきさつ等ももう一遍調査していただいて、積極的にかかわっていくべきではと思うわけですが、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおり、過去があって現在があるわけですから、そういうところはしっかりと把握しながら、未来に向かって進むべき必要があると感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） その辺はもう一度調査吟味いただいてよろしくお願ひしたいと思います。先日、商工会の役員の方たちと議員の方たちで話し合いの場を持たれました。私も、

感覚的に寂れている、賑わいがないなというのは思っておりましたけども、会長さんの挨拶の中で、会員数も今半数に落ちているそうです。いろんな理由があるでしょうけど、いわゆる儲からないから後継者がいなくなるということが一番大きなことだろうと思うんです。町長、ぜひ施策により夢や希望を持てる商工行政というんですか、をお願いしたいと思うんですけど、何か御発言があればお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 商工会、商店街、要するにいろんなことの現状があるのが事実でありますので、それに向かっては、やはりしっかりと向き合う必要があります。今、議員の中で会長を受けていただいておりますが——すいません、別の議員の話です、活性化プロジェクトの中で、もう一度原点にかえって本当にしっかりできること、創業支援であるとか、いろんなことは今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほども言いましたけど時間がありません。商工会活性化プロジェクトについても、早急に結論を出されて、早急に手を打たれるようお願いしておきます。

次に移ります。町長は人口対策の一環として、交流人口を増やして町の活性化を図ると言われることがあります。具体的なスポーツ大会やキャンプの誘致ということでしたが、本町は、かなり有利な位置、高速道も整備されて有利な位置にあります。大会等開くには。ただ、施設がちょっと古くなってきて、野球場は内外とも補修の必要を感じられますし、陸上トラックは、御存じのように土が流れやせて、石が出ている、本部席の前あたりは石が出ているところもあります。グランドゴルフの関係者の方たちは「以前は自慢の施設だったが、今は町外の人たちに見せるのが恥ずかしいよ。」と言われる方もいらっしゃるくらいです。町長御存じのように、川南町で春季キャンプを張っていただいております。住金鹿島チームが今年は東京ドーム、京セラドーム両方出場いたしました。いわゆるダブルドーム出場、2年続けて達成されたわけですけど、各自治体がキャンプ等、大会等誘致に必死であります。下手すると、ほかのところに行きかねません。もっと積極的に施設補修のお考えはないでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 現在、キャンプに本当にいろんなところに来ていただいております、空き時間がない、期間がとれないという形でもございます。野球だけでなく、サッカーも近隣公園のほうでほとんど子ども達が中心になりますが、ほとんど週末は全部埋まっている状況でございます。そんな中で、整備計画のほうは、現時点では修理を中心とした補修でございますので、もっとしっかりとした町としての計画というのはしっかりと練る時期が来ているんだろうと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 修理を中心にやられるということですけど、町長御存じのように、国体が宮崎県で開催されることになりましたよね。本大会なり練習会場等誘致して施設改修なんかも可能なんじゃないかと思うんですよ。できたら県から予算をいただいて、お聞きすると、例えば弓道の遠的場というのは県内にそうないんだそうです。川南にはそんなのもあ

りますし、野球とか陸上だけでなく、もし要望すれば、ひょっとすると言葉は悪いですけど引っかかるかもわかりませんので、ぜひ、努力だけは、国体を契機に施設を整備するということをやっていただきたいと思います。来られる方の一番のおもてなしは、良好な環境だと思うんですよ。ぜひともその辺も動いてみていただきたいと思います。町長、何事もドッグイヤーで展開する近年です。「検討します」とか「協議します」の先送りでは、時期を逸してしまいます。御努力のおかげで、基金も大分積み立てていらっしゃいます。今こそ有効に活用する時期ではないかと思うんですよ。タイミングを逸してしまいますと、それこそ手遅れになってしまいます。人口対策は待ったなしの状況です。手遅れにならないように、あとからあの時こうすればよかったというようなことにならないように、適切な手立てを切望いたします。いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) まさしく御指摘のとおり、手遅れにならないようにタイミングよく今こそ展開しているところでございます。

○議員(蓑原 敏朗君) 基金を活用した予算編成についてはいかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 基金もいろんな目的のために積んでおりますので、総合的な判断の中で速やかにタイミングよく取り組んでいくところでございます。

○議員(蓑原 敏朗君) ぜひ、人口減少対策に抗う施策として、基金を可能なものについてはぜひ活用いただきたいと思います。高鍋町に南薩が進出することは御存じだと思いますけど、過去の経緯や町内に関係する企業もあったからでしょうか、川南に当初話があったやに聞きました。町の対応にやや業を煮やして高鍋に行かれたという話も伺っております。もっと町の組織全体で情報を共有して、月に1回経営者会議等もやられているようですので、一個人の単なるプランで終わることなく、いわゆるスキーム、組織全体の考え方として、整えて取組み、町民に少なくとも希望を持てる施策を示す展開されるよう期待しておきたいと思います。町長、何か御発言があれば伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○町長(日高 昭彦君) たくさんの御指摘ありがとうございました。当然、組織として、全体として取組んでまいります。これは、今後の10年、20年後、どうしていくかということでもありますので、そこは議員の皆さんとともに、しっかりとした議論を踏まえていきたいと思っております。

○議長(川上 昇君) 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、いじめのない学校教育を求めるについて質問いたします。

子どもや親がいじめられたと訴えても、学校や教育委員会、検証のための第三者委員会までがいじめでないと判断をし、いじめ自殺が起き、問題が大きくなるたび、認識が甘かったと判断を撤回し、いじめと認める、このパターンが何度も繰り返されており、いじめのない学校教育を求め、3点質問いたします。

1点目、国光原中学校において、現在、私の知る範囲で中学2年女子生徒2名、中1女子生徒1名、計3名がいじめによる影響が原因で登校が困難な不登校状態になっています。国は、深刻ないじめの芽を事前に摘むために、平成25年にいじめ防止対策推進法を施行しています。この法律は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れがあることを鑑み、児童等の尊厳を保持するために、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにしています。9月議会において、この子たちが早期に学校復帰できるようにと対応を訴えてきました。しかしながら、3カ月経過した現在もこの子たちは普通に学校に通えず、不登校状態になっております。保護者は町教育行政に不信感を募らせていますが、町教育行政に課せられた法責務はどのようなもので、その責務を果たされた結果なのかを町長及び教育長の見解を伺いたい。

2点目、町教育委員会は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成26年に川南町いじめ防止基本方針を策定していますが、国中でいじめ問題が発生したことでそれを認識し、実行しなければ、いじめの抑止力にならないことが証明されましたが、策定意義が問われるのではないのか、教育長の見解を伺いたい。

3点目、平成29年9月25日付で不登校児童の保護者から議会意見箱に次のようないじめからの助けを求める投書がありました。朗読いたします。

人づてに意見箱があると聞き、わらをもすがの気持ちで投書しています。私たち夫婦には中学2年になる娘がいます。娘はいじめを受けていました。なぜ過去形なのかというと、もう学校に行っていないからです。かれこれ1年以上たちました。娘がいじめを受けているとわかったのは、家出をしたからです。どうしたら死ぬるか1日中歩き続けたそうです。娘の足の裏は豆ばかりで、次の日は立てないほどでした。娘はいじめられているのが人に知られたから、もう学校には行けないと部屋に引きこもるようになり、口数が少なくなり、笑わなくなりました。それでも学校は出席日数がと言い、保健室でいいからと登校を勧めました。いじめの件は何も進展も解決もしていないのに、娘は保健室ならと登校しましたが、いじめた子は変わらず、移動教室のときなど、保健室の前を通るときは大声で「きょう来てるらしいよ、来なくていいのにね。」と言いながら通るそうです。娘は家に帰ると泣きじゃくります。先生に伝えますが、「事実確認します。」と言い、次の日には、「そんなことは言っていないと言っています。」と言い、次に日には、机に死ぬと書かれていたときも同じです。まだまだたくさんあります。そのころから娘の様子がおかしくなり、人が見える、声が聞こえる、死にたい、眠れないと泣きます。私たち夫婦は何度も何度も学校に行き、娘の現状を話し、いじめの対応をお願いしました。ですが、何の進展もなく、「連絡をください、状況を教えてください」

い。」とお願いしましたが、連絡すらありません。1年以上たちました。学校には不信感しかありません。

時間の都合上、以下の文面の朗読は省略しますが、子を思う親の心情がつづられていました。ソーシャルワーカーの話では、この児童は小学4年生のころから同じ児童からいじめを受けていたそうです。中学生になっていじめを訴え、助けを求めたが、担任に「事実確認ができません」と言われ、逃げ場を失い、不登校になったようです。したがって、今川南町に必要なのは、いじめがあったら困るからなかったことにしようという「いじめゼロ」ではなく、いじめ見逃しゼロであり、そして見つけたいじめの適切な対処であります。そのためには、この3人の子ども達が1日も早く学校に復帰でき、友達と同じ教室で学習を行い、そして家族が安心して日常生活が送れるようにするとともに、いじめ問題が再発しないために、いじめ見逃しゼロ宣言と条例等を制定し、いじめのない学校教育を実現する、それが川南町教育行政の責務ではないでしょうか。町長及び教育長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えをいたします。

いじめ問題、特に子どもの将来のことに関してのことです。非常に重大な話として一般的には受け止めておりますし、私もそう考えております。しかしながら、今回の件に関しては、私の知る限り、やはり一方的な判断ではなく、しっかりといろんな形を聞いた上で、私も判断しております。それに関しては、教育長に答弁していただきますが、学校関係者、そして保護者、さまざまな方がいらっしゃいますので、1つの意見だけで私は判断すべきじゃないと感じております。繰り返しますが、現場のほうはしっかり対応していただいていると思っております。

○教育長(木村 誠君) まず、報道等により周知のことと思えますけれども、10月に文部科学省が発表しました平成28年度全国の国公私立小中高、特別支援学校が対象の問題行動不登校調査結果では、いじめ認知件数が前年度から9万9000件増の32万4000件と過去最多を更新しております。本町の小中学校認知件数は前年度より8件増の234件であります。軽微なものも積極的に把握するとの文部科学省の方針もあり、増加傾向となっております。また、国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ、仲間はずれ、無視、影口について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れかわり被害や加害を経験しております。

不登校に関しましては、町内の小中学校の不登校件数は平成28年度が9件でありました。いじめや不登校に対しては、学校では一つ一つのケースについて聞き取りや家庭訪問を実施し、解決に努めているところです。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家や県教育委員会と連携し、解決を図ることもあります。

2つ目のいじめ防止基本方針についてでございますけれども、平成26年4月に策定をいた

しました。これは、先ほどお話がありましたとおり、法律を受け、県が県の方針を決め、その方針を受けて市町村が方針を決め、そして各学校が方針を策定するという形をとってきております。今言いましたように、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づきまして、各県市町村、各学校が策定をしております。抑止力とのことですけれども、いじめ認知件数自体は増加傾向にあります。これは、近年のいじめ認知件数の把握方法が、軽微なものであっても積極的に認知するとした文部科学省の方針が徹底されてきたことから、増加しているものと考えられますので、一概に効果を上げている、または効果がないとは言えない状況です。しかしながら、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針策定後、各学校ではいじめを把握するためにアンケートの実施回数を増やし、児童生徒の変化を見逃さないように努力しているところです。また、把握したいじめに対しては、担任1人が抱え込むことなく学校組織全体で共有し、それぞれのケースを解決すべく尽力をしております。

3点目でしたけれども、2人、それから1年生もということですが、1年生については、私は認識しておりません。2年生2人については、いじめによる不登校にということを認識しておりますけれども、1年生については、そういうことはないというふうに私は認識しております。

3点目として以上のとおりです。1年生については認識をしておりません。

○議員(児玉 助壽君) 質問と全然関係ねえこと長々言ってもらいましたが、今の3人の子が不登校になっているのは法律で7条、8条が教育行政の責務があると思われるわけですが、そういう責務を果たして、この3人は責務を果たした結果の3名の不登校児童ですかと聞いたっちゃけんども。

○教育長(木村 誠君) 学校はそれでいろんな方策をとりながら対応してきたというふうに私は思っております。小学校の頃からということですが、先ほど言いましたように、小学校では特定のことをしゃべると特定されますから、余り個人的なことはここでは申し上げられませんが、小学校でもそういう誰かが被害者になるという状況はあったように私は聞いております。ですから、そういう形でついてきたと思うんですけども、6年生の頃はそういうことはなかったというふうに当時の担任も言っておりますし、校長先生もそういうふうに報告が私のほうにあっております。

先ほどのことですけれども、1つは、そのときの聞き取りでは、いわゆるネットトラブル、LINEによるそういうトラブルがあつたことだというふうに聞いておるところであります。その報告等受けまして、学校としてはいろいろ対策をとってきましたけれども、結果的に今2人学校に行けていないという状況が出てきておるところは事実であります。

○議員(児玉 助壽君) 法律やら立派な基本方針があるわけですが、一応認識して、実行してきたというのは言葉はあるけれども、この基本方針や法律読むと、いじめや絶対起きらんごとになっているのに、起きるといことは実行しとらんごとになっとじゃないですか。

○教育長(木村 誠君) 事の発端は、大津市でいじめによる自殺事件がございまして、それからその後いろいろ起こりまして、国としてもこういう法律をつくって、それぞれの県、市町村段階、学校の段階で基本方針をつくりなさい、学校はホームページ上で公開しなさいということでしたよね。だからこういう形で取り組みますよということですが、減らずに増えているという、全国的に。これはもうどうなのでしょう、力及ばないというところになるかもしれませんが、しかし、学校としては、共通理解を図って、それに基づいてやはりいじめをみる、要するに観察眼、気づく、そういう目を先生方に養ってもらいたいし、情報があったら早く対処して、学級担任が1人で抱え込まないように、全員教職員で共通理解を図って進めていくというような方策は各学校とっているわけでありまして。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 私は全国的なことは聞いとらんちゃけんど、国中の問題を聞いとるけんどよ、全国的に増えとるから国中も増えていいということですか。

○教育長(木村 誠君) 文科省が調査方法を変えました。増えました。だからちゃんとやっているということを使ったんですけど、私はそういうふうには思っていません。やっぱり、目標はゼロです——目標はゼロです。しかし、今、子ども達が訴えたことについては、全て認知すると、これは、ある学校では、兄弟間のトラブルも上がってきています。ということで、増えているということにはなると思うんですけど、だから、ささいなことでもカウントしていくということですから、見逃さないということですから、それからもう深みにはまらないようにということで、各学校対応しているというふうに思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この、さっきの投書の自殺を期とした家出した児童については、いじめられていることを学校は認めとるわけですが、今年2月に教育委員会にも報告しています。また、この同じ女の子からいじめられて、精神性の疾患を発症しとる子が、いじめを3人の児童等訴え、クラス替えを訴えてきました。それもかなわず、適応障害という精神的疾患を発症しています。

さらに、教育長は、中学1年生の女子児童のいじめがないようなことを言いよったけんどん、これ、いじめを受けた保護者のおじさんが、元町議しとる人なんだが、その人から聞いたら、男子生徒からこづかれて、それで生徒に聞いたら、そういうことした覚えはないと言っとうそつき扱いされて、約8カ月家にひきこもって、顔色も悪くなって痩せ細っとなるそうですが、何もなくて、そういう状態になりますか、教育長。

○教育長(木村 誠君) 先ほども申し上げましたけれど、個々の事例については、具体的には申し上げられませんけれども、その生徒につきましては、そういうふうには認識をしております。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(児玉 助壽君) この3問目のいじめの問題は、再発しないために、いじめ見逃しゼロ宣言条例等を制定し、いじめのない学校教育を実現するのが、川南町教育行政の責務ではないのかと、町長と教育長に見解を伺ったんだけど。答弁がなかったけど。

○教育長(木村 誠君) 条例の件につきましては、初めてお聞きしましたので判断しかねますけれども、先ほども御説明したとおり、学校現場ではいじめの把握については積極的に行っておりまして、教育委員会といたしましても、事あるごとにとというか、校長会、教頭会等で子どものささいな変化にも気をつけるように指導しているところであります。

以上でございます。(「質問の趣旨と答弁がかみ合わないんだけどよ。条例を制定して聞きよるけんどん、かみ合わないんだけど。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 過程でしょ、条例の制定の過程じゃないんですか。(発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) 初めてお聞きしたことでするので、判断しかねますというように答弁いたしました。(「制定する気はないということだね。はい、わかりました。」という者あり)

○議員(児玉 助壽君) この国中のいじめ問題で、今、さっき投書のこの自殺を期として家出した児童と、その同じ子からいじめを受けた影響で精神性の疾患が発症したこの児童のいじめ問題について、教育委員会は、国中の校内の至るところに監視カメラが設置されているかのように、「トラブルはあったがいじめを認める証拠はない」と言っていたんですが、監視カメラの映像をどのような組織が分析した結果の、このいじめを認めるなんがなくてトラブルがあったという、どのような組織が分析して結果のもとのその判断なのか伺いたい。

○教育長(木村 誠君) まず、その自殺という言葉が出てきますけども、これはどなたが言い始めたことなんでしょうか。そういうことは警察の聞き取りの中からも出てきていませんけれども。(発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) 言っていないはずですよ。(「教育課長がそう言うたがね。」と発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) 言っていないと思いますけどですね。(「隣で。」と発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) 本人は言っていないと言っておりますけど。

校内には監視カメラはついておりません。ですから、いろんな情報を聞いての判断であります。(発言する者あり) 校内で判断をして、だから「いじめはない」とは言っていません。「いじめはなかった」ということは報告は受けていません。(「トラブルはあった。」と発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) トラブルはありました。(「監視カメラで……。」と発言する者あり)

○議長(川上 昇君) 発言許可とってください。

○議員(児玉 助壽君) そうであれば、さっき、投書で読んだわけですが、今の、机の上に「死ね」と書いてあったりとか、そうして、「学校、きょう来とっとじゃが、来んでいいとんね。」と言うたと、これも監視カメラとか録音とかの何がない限りは、言われんと思うんだが、これにそれを書かれたとか言うたという証拠を出せと言われたとですよ、私は。

○教育長(木村 誠君) そこ、誰が出せと言いましたか。(「隣の課長。」と発言する者あり)

○教育長(木村 誠君) いやいや、そんなこと言っていないはずですけども。(「聞いてとつとが、はっきり。」と発言する者あり)

○議員(児玉 助壽君) それが、この前、町長から、脅迫行為にとれる行動をしたとかで抗議文があったわけですが、それが引き金になっているのですよ。先ほど、町長は、片一方ばかりの何を聞いたらいじめを判断するということではできないと言いつたけどん、いじめ防止対策推進法第2条第1項で、「いじめとは一定の人間関係にある児童、生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、対象となった児童、生徒が苦痛を感じているもの」と広く定義しておる、また、基本方針では、いじめを受けた児童の立場に立ってという、基本方針では述べとるようだが、今、ずっと教育委員会の部屋で4回、私は話しとるけどんよ、このいじめを認めるという証拠はないとか、トラブルがあったとか言うけどん、教育長もトラブルと言うたけどん、今言うたトラブルで、この子たちが苦痛を感じていたらいじめになるわけです。それをトラブルとするその判断する確固たる根拠を伺いたい。

○教育長(木村 誠君) いじめについては、先ほども申し上げましたとおり、本人からの訴えがあれば、もう今、カウントすると、認知をするということですから、いじめはなかったということは私は言っていません。トラブルの中で・・・、だから元々はトラブルですよ、だから学級間の女子生徒のトラブル、そこから、だから発生したものであると、だからそこでトラブルという言葉出てきます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町の、川南町も含めて、教育行政、町長は一つも答えんけどんよ、答える責任があるわけですよ、学校設置者として。子どもがいじめを訴え、助けを求め

ているんですよ。この川南町の今の教育行政では、いじめを認めたら指導力及び管理責任を問われ困るので、適正な調査を行わずに「なかったこと」にして、自殺を期とした家出児童、精神性の疾患を発症した児童、8カ月もの間、家にひきこもっている不登校児童等3名が、法律及び基本方針で認知する重大事態になっています。それにいながら、調査は権限のない私に「いじめられた証拠を出してください。」と言われましたが、この重大事態に勝る証拠がありますか。

○教育長（木村 誠君） 不登校の原因は、学校生活上の問題や無気力、不安、情緒的混乱、それから家庭環境など様々でありまして、それらが複合的な原因になっていることが多くあります。単純な問題ではありません。ですから、なかなか解決していかないということになりますけれども、ですから、一つ一つのケースに合わせて、関係機関と協力して対応しているということでもあります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この投書の自殺を期とした家出の児童については、家出して、それから10月です。その次の年の今年2月に、教育委員会に学校はいじめの報告をしています。そのとき、この基本方針では、いじめ・不登校対策委員会委員をとというのがあってから、それを設置して、これに対して、それからこれ以降はもう、その時点では、年30日と基本方針ですか、それで定めとるわけですが、重大事態と認知するのは、いじめ・不登校対策委員会それと専門委員会、それを設置して速やかに調査に着手するようになっていますが。その後、調査結果を保護者に提供することになるとるわけですが、何も報告しとらんじゃないですか。

○教育長（木村 誠君） いじめ・不登校対策委員会というのは、各学校が設置をするものであります。定期的にこれは行っておりますので、学校でもそれぞれ対応して、話し合い活動はしていると思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それで、いじめを学校が認めて、教育委員会に報告しとっとですよ。教育委員会は専門委員会を設置せんといかんじゃないですか。もう30日以上不登校になっているのに。

○教育長（木村 誠君） 第三者委員会につきましては、設置というか、そちらに報告するかどうかということについては、保護者に相談をしたら、もうしなくてもよろしいということでしたから、第三者委員会には諮っております。

以上です。（「はっきり聞こえなかったけど、設置した？」と発言する者あり）

○教育長（木村 誠君） 設置しておりません。

○議員（児玉 助壽君） だったら何にもしとらんことになるでしょ。いじめられたこの1年生もですけど、この投書の児童もいじめを苦しひきこもり、学業がおろそかになり学業不振になって、それを苦しめてまた不登校となる悪循環が続いとるわけですが、これについ

てどう判断しとりますか。この3人の児童の今の状態を、重大事態と判断するかせんか、お聞きします。

○教育長(木村 誠君) 国がいつても重大事態とは判断をしておりませんので、今、ほかの対処法というんですか、2人はフロンティアルームに、教育支援教室に来ておりまして、先ほどから3人、3人と言われます、その1年生は、これはいろんな要因があるんでしようけれども、この生徒がいじめということに対しては、私はさっきから言いますけど認識しておりません。

○議員(児玉 助壽君) その1年生はおいといていいですけど、川南町いじめ防止基本方針では、重大事態と認める不登校の定義を年間30日を目安としており、投書の児童と、今、精神疾患を発症しとる児童は、基本方針で重大事態と認知しております。

○教育長(木村 誠君) いろいろ総合的に判断して、重大事態とは判断をしませんでしたし、先ほども言いましたけども、第三者委員会を設置するかどうかについて保護者の意見を聞いたら、設置しなくてもいいということでしたので、設置しませんでした。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この方針の8ページにちゃんと書いてるじゃないですか。判断じゃねえの、あんた、ちゃんと判断せんかい、重大事態に陥ってるんでしょ。

○教育長(木村 誠君) 先ほども申しましたとおり、総合的に判断してということであります。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 判断の基準がここに書いてあるじゃないですか。

○教育長(木村 誠君) 繰り返しになりますけども、そういうふうに総合的に判断をして、保護者にも相談した結果、設置しなくてもいいとのことでしたので設置しなかったということでもあります。

○議員(児玉 助壽君) ちゃんとこれをつくって、これを実行せんから、もう2年近く何したけんどんよ、不登校状態になっとっちゃけんども、今申したとおり、この子たちは、もう今、学業不振と不登校の2つ、複合的になつとるわけですが、それを同時解決するには、このいじめ防止対策法第23条「学校は必要があると認めるときは、いじめを行った児童等については、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の児童が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする」を適用するか、または法第26条「市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする」なぜこれを適用せんかったとですか。

○教育長(木村 誠君) まさしく、今、その不登校生徒については、その方向で進めているはずで、学校も、昨年からずっと家庭訪問しながら、いろんな形で、別室登校を認めたり、いろんな形で進めてきております。ですから、もうそれから一つは、生涯学習センターの3階にありますけれども、先ほどから言っていますフロンティアルーム——教育支援教室です。ここへの登校をまず促して、それから学校復帰へという形で手順を踏んでやっていかないと、もう簡単にはこれは解決する問題ではありませんので、そこもやっぱり一緒に協力してもらって進めていかないと解決しない問題だと思っております。

それからもう一つ、出席停止については該当しないので、そういう措置はとっておりません。

○議員(児玉 助壽君) 反対のことしてるじゃないですか。いじめられとる子が教室以外のところで学習しよるじゃないですか。誰が考えてもおかしいでしょ。だから第2の被害者が出て、適応障害になつとるじゃないですか。

○教育長(木村 誠君) あくまでも、いじめたとされる児童生徒に対するペナルティということを方針の中にうたっているものじゃないと、私は考えておりますので、結局、ずっとそれが続くと、生命の危険を感じるというような、現に、教室内でおる子ども達がそういうことであれば、それはもう出席停止を、校長先生からやっぱり相談を受けるという形に委員会はなるわけで、仕組みは、それに該当しないということですので、そういう適用はしていないということでもあります。

○議員(児玉 助壽君) どういう判断しとるか知らんけんどん、この子はもう自殺を期として家出までしとっとですよ。その後、2月に学校が、教育委員会にいじめを認める報告をしとります。そして、このいじめた子は、あっちこっちでそういう何をして、この子に対してのいじめを、学校に数多くの子どもが訴えとるわけです。それじゃったら、いじめ・不登校対策委員会を設置し、そしてこれを認めるか認めんのは、教育委員長、教育長は自身の判断でできるわけですが。学校もできるわけですが、学校がするちゅうことは、町がすることですよ。学校は、設置者じゃから、町の。町長でできるわけですよ。

この法律の、今のその措置、法律23条、24条、25条、26条の法適用は、いじめを行った児童を制裁するためのものじゃねえとですよ。いじめを受けた児童をいじめから守り、その他の児童等に危害が及ばないようにし、いじめは悪いことだと全ての児童に認識させ、深刻ないじめを防止するために、国は法の行使を認めておるわけですが。昨年、全国では、退学、転学になった加害者は小学生11人、中学生116人、高校生449人が、法を行使されています。早期復帰の対案がないのであれば、法行使も必要ではないのか、町長及び教育長の見解を伺いたい。

○教育長(木村 誠君) 一つ、今、申し上げますけども、義務制の児童、生徒には退学はありません。これ、申し上げときたいと思います。ちょっと、質問の趣旨がよく私もわか

らんわけですけど、それぞれ、今、法律それから先ほども言いますけど、法律それから県、市町村、学校教育いじめ防止基本方針、それにのっとしてやっておりますし、先ほど言いたいじめ・不登校対策委員会というのは、学校が設置するものでありますので、そこでやっておりますし、そこだけで足りない場合はケース会議ということで、関係者、いろんな教育事務所なり児童相談所なり、あるいは町からでいきますと保健センターなり福祉課、主任児童委員等入りまして、いろんな協議をして方向性を出していくという方向を、今、とっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この国中のいじめの問題ですが、9月議会にて町長及び教育長に、自分の子や孫がいじめを受けたときの対応を伺ったところ、個人的な見解は控えると言われました。人様の大事なお子様を預かり、義務教育を行う学校を運営管理等のお二方が、我が子や孫と思い、救いの手を差し伸べて救ってやらねば、子を持つ親は安心して町立学校に通わせられますか。

○教育長(木村 誠君) これは、私自身のことですから、申し上げたいと思うんですけど、私も一人っ子ですが、息子が。当時、小林市に住んでいましたので、小林の高校に進みたいということを、1月4日ある新年会に参加して、私が、帰って変更させました。宮崎市にある高校を受けさせました。月曜日になったら、私がまた今度は、そのとき、当時高鍋に勤務しておりました。結局、月曜、行っていないんです。私も経験済みです。経験しております。そして校長としても経験しておりますし、不登校の子ども達、家庭のこともわかりますし、本当に真剣に夫婦で、当時のえびの高原国際高校ですか、今はもう九州国際高校になっているんですね、名称が。日章学園系ですけども。そこへの転校を、真剣に夫婦で考えたこともあります。ですから、わからないということではありません。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町長は。町長、答え。

○町長(日高 昭彦君) 子どもに関する問題は、非常に大事なことであります。私が他人事のように言われましたが、個人情報保護法に基づき、個人のそういう問題でありますから、発言はできませんと言いました。

○議員(児玉 助壽君) この基本方針で、個人情報保護法そういう何を盾にするなど書いているわけですけどんよ、基本方針をちと読んどきなさいよ。

町長は、今年度、所信表明、町政運営方針で重要施策に人口対策を掲げ、ありとあらゆる手段を講ずると言っていました。人口は減少し、少子化は加速する中、子どもは川南町の将来の希望であります。その希望がいじめを訴え救いを求めているのに、個人的な見解を控えるというリーダーが政を司る川南町に、若者が好んで定住、移住等を希望し子どもを産み育てるでしょうか。子育て支援に力を入れている町には人口が増加し、そうでない町は人口が

減少していることは、統計で明確になっております。良好な環境のもとでの幼児教育、学校教育等は子育て支援の必須条件であり、いじめのない学校教育の確立こそ人口対策の一環であり、法律23条、24条、25条、26条の適用もしくはそれにかわる代替案等を使い、ありとあらゆる手段を用いて国中のいじめ問題を早期解決するべきではないのか、それをしようと言いつつたけど、いつごろ復帰できるわけですか、今の2名の生徒は。

○教育長（木村 誠君） 議員も話された方で、スクールソーシャルワーカーです。それから新しい方向性について示されてきております。学校復帰へ向けてということで、あと、また学校と教育委員会等入りまして、話し合いをまた進めていきたいと思ひますし、御存じのとおり、こちらの担当のSSW——スクールソーシャルワーカーもいらっしゃいますが、県教委の判断で、議員と話された方は南部教育事務所所属なんです。ですから、その方がまあいいだろうということで、特別にこっちに派遣をさせていただいている状況なんですけども、そういう形で、その方の解決案が出ていますので、そのことも考えて進めていきたいと思ひます。

私はもうベストは、やっぱり子ども達が仲直りできて、笑顔で卒業式が迎えられる、そして将来、同窓会で「あんころ、あんなことがあったがね。」と言えるような仲になる、そういう方向でやっぱり周りがやっついていかないと、ペナルティのことばかり考えていったら、もう解決せんと思ひています。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そういうことができとったら、今まで、もう復帰できとります。今言った、人口対策の公約を果たせないですよ、町長、これを早期解決せん。いじめは火災と同じで、ぼやを放っておけば大火事になるということから、初期消火を心がけねばなりません。すなわち早期発見、そして見つけたら迅速に適切に対処し、スピード感を持って早期に解決する必要があります。それは遅れれば遅れるほど問題が複雑になり、今回の国中のいじめ問題のように重大事態に陥るからであります。

全国的に、今まで数十年にわたり、数多くの子供がいじめを受け、子や親が、そして家族がつらく苦しい思ひをし、泣き寝入りしてきました。そのことや今回の問題を教訓にし、未来永劫、川南町の教育現場でいじめによる被害者が出ないように終止符を打つべきいじめ見逃しゼロ宣言条例等を制定し、川南町社会全体でいじめのない学校教育を実現するために、条例制定を提案するものであります。

私でさえ、こういう条例をつくってみました。町当局におかれましては、優秀な人材がまたにおり、これを参考する必要はありません。見逃しゼロ条例を制定する考えはないのか、町長及び教育長の所見を伺い、私の質問は終わります。

○町長（日高 昭彦君） 人口対策について、議員が言われたとおり、子育て支援についてあらゆる手を考え、あらゆる手を打っていくという気持ちは今後とも変わるつもりはござい

ません。条例につきましては、教育長が冒頭で申し述べたとおりでございます。

○教育長（木村 誠君） 子どもは社会を写す鏡と言われております。全国でいじめが発生し報道があると、今の教育はとか今の子ども達はこの話になりますが、子どもは多様なメディアや身近な大人社会を介して、大人の社会で何が行われているかを敏感に観察し大人のまねをします。未熟がゆえに自分のとった行動が、相手の精神心理をどれほど傷つけるかについては鈍感であります。子ども達は大人のつくった世界に生きているのであって、子どもの世界が大人との世界と別にあるわけではありません。もちろん、学校現場のさらなる努力も必要ですが、それだけで解決できるものではありません。人権が尊重される社会づくりを大人たちが推進し、大人たちが模範を示し行動することが重要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 終わると思ったけどん、3秒あるけどんよ。

子どもの尊厳を尊重せんかい、今度のいじめ問題が起きとるわけですけんどんよ。口ばっか言うとったらいかんですよ。

○議長（川上 昇君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問をいたします。3点について行います。

第1点は、健やかな子どもの成長と子育て支援のあり方及びいじめ問題についてです。何より、いじめは暴力であり人権侵害であるということです。今日のいじめは、特定の人間に対する軽蔑、侮蔑の態勢であり、暴力によって服従を強いるものであり、長期にわたって相手の心身を徹底して痛めつけるなど、ふざけや遊びと決定的に違っています。

いじめは世界各国にあり、ある意味ではいつの世にもあるものと言えます。問題は、今日のいじめは私の子どもの頃のいじめと様相が違います。相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人権侵害が強まり、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部に生まれています。いささかも甘く見ることができないのです。いじめられる子どもは周囲から孤立させられ、絶えず自分の仕草や言動に気を使う、過緊張の状態に置かれます。抵抗すると徹底した制裁の暴力が加えられ、人間的な主体性そのものが打ち砕かれていきます。さらには、周囲には「私たちお友達」と親しい関係に見せかけながら、内部で激しい虐待、身体的暴力や精神的、性的嫌がらせが行われるケースもあります。

加害者の言動がこの世の全てのようにみえて、家族や友達は遠い存在に感じるようになります。やがて被害者は心の傷が癒やしがたくなり、死による出口を考えるようになります。いじめは、その後の人生を変えてしまうような重大な心の傷を残します。

意見箱に、わらをもすがる気持ちでの投書が届き、議会が知ることになりました。議会では、全員で話し合い、教育委員会へ説明を求めましたが、教育委員会からは「事実関係への調査及び学校への復帰に向けて関係機関と協議し、対策を講じているところです。事案の性

質上、詳細の報告は控えさせていただきますので御了承ください。」との回答でした。

私の調査では、いじめていた子がいじめられる側になったり、誰がいじめているのか、本人もわからなくなっているのではないかと、逆転現象など判断がつきにくく、糸がもつれた状態に感じます。これから、この絡まった糸をほどくのは、私たち大人の役割ではないでしょうか。人は1人では生きられません。誰か1人を悪者にするのではなく、一人一人に理解させるように連携して取り組むことが必要ではないでしょうか。

被害者が人間を信じられなくなり、人間関係を結ぶことや社会に出ることができなくなるケースも少なくありません。また、いじめの加害者が、人を力で支配し楽しむという心のゆがみを持ったまま大人になれば、将来の家庭内暴力や児童虐待につながっていきます。公然と言われることは減りましたが、いじめられている子どもにも問題があるという意見が、子ども達を含めて根強くあります。これも、いじめは暴力であり人権侵害であるという観点から克服する必要があります。弱点がない人間は、この世の中にはいません。そして、どんな弱点を持っていても、それはいじめの理由にならないし、してはならないのです。それが全ての人間が、個人の尊厳と基本的人権を持っていることの意味だと思えます。

子どもの心が穏やかであれば、人をいじめようとは思いません。人をいじめたくなるほどのストレスや鬱屈がたまるとき、いじめを始めます。いじめが過去と比べ深刻化、日常化しているということは、過去と比べものにならないほど強いストレスが子どもを襲っているということです。個々の家庭の問題、育児放棄や生活環境、食事、健康、医療などに還元できない教育と社会の構造的な問題として考える必要があります。

教育では、やはり競争と管理の強まりがあります。競争の面を見れば、例えば、塾通いの割合の変化、これに部活、習い事や通信教育が加わり、子ども達は忙しくなり遊ぶ時間が奪われました。遊びは子どもの成長に欠かせない、ほかではかわりのきかない絶妙な役割を持っています。子ども達は、毎日毎日遊ぶことで心を開放するとともに、トラブルを解決したり、年少者をいたわるなど、共感的な人間関係を結ぶ術を学びます。こうした時間が奪われれば、子どもの中にイライラや不安感が生まれざるを得ません。大人の耳に達したときは、いじめは相当深刻になっていると考え、迅速な対応が必要です。

投書では、「学校に相談して1年以上がたったけれど、学校や教育委員会はなぜ何もしてくれないのか、早急に対応してください。」と訴えています。いじめによる不登校児童、生徒の現状把握はどのようにしているのか、支援策はどのように行っているのか伺います。

教育委員会の情報公開のあり方について伺います。教育委員会は、子どもの権利を保障することは言うまでもありませんが、議論を公開し、子どもや保護者、教職員、町民らの訴えや意見を絶えず直接聞いて意見交換はしていますか、伺います。

子ども達が生き生きと学び、成長できる地域、学校を多くの保護者、子ども、教職員、町民みんなで支え合う体制をつくらなければ、子どもを守ることはできません。子育て支援の

あり方は、個人情報保護も大事です。子どもに対する愛情と誠意を持ってあたれば、解決の道は開かれると信じています。教育委員会がどのように解決に努力しているのか伺います。詳細は自席から伺います。

2点目、運動公園等の管理についてです。

町民から、運動公園の雑草が気になり、役場へ足を運び、改善を求めたが改善されないとの相談を受けました。立派な公園が、なぜきれいに管理されないのか伺います。

3点目、町営住宅入居時の保証人免除についてです。

町民から、町営住宅に入居する際、保証人が見つからないとの相談を受け、建設課窓口で説明を受けましたが、川南町では2人の保証人を立てることになっています。しかし、建設省は、公営住宅管理標準条例(案)についてを通達し、保証人が免除される場合を示しました。それは、知事、町長が特別の事情があると認めたときで、1、本人に家賃の支払いについて誠意と能力があると認めたとき、2、入居者の努力にかかわらず保証人が見つからないときです。さらに、その後の通達では、公営住宅に入居する生活保護の被保護者の保証人について、事業主体の判断により、公営住宅の入居に際し、必ずしも保証人を必要としないことができるとなりました。川南町でも、保証人の免除はどのように温かい配慮がなされているのか、また、免除ができないのか伺います。

○町長(日高 昭彦君) 内藤議員の質問にお答えをいたします。

大きく3ついただきましたが、1番目と2番目は子どもの教育に関すること、運動公園の管理について、後ほど、教育長のほうに答弁をしていただきますが、1点だけ、子ども支援ということで、現在、やっていることは、まず医療費に関しては、28年度から高校生までの助成を行っている、そしてまた今年度からは、保育環境を充実させるということで、保育士の処遇改善を図っていると、また、高校生に対しても、全員に月額奨学支援制度を行っているということ、また、来年度に、保育料のさらなる軽減ということで予定をしております。

国のほうも、今、国会等でお聞きになっていると思いますが、教育無償化、そういうことに関しては、これからまた新たな動きが出てくるかとは思いますが、いずれにしても、こういう子育て世代に対して負担が軽減できるように、子育てしやすい町になるように、当然、今後も検討をしていくべきだと考えております。

最後の、町営住宅の保証人についてでございますが、平成8年度に国のほうからそういう法律の改正があって通達がございました。それに関しては、保証人に関してはつけてもいいしつけなくてもいい、つまりそちらの自治体の状況に応じてやっていただきたいということでございます。それを受けて町としても、当時、県と同様に円滑な住宅管理を目指していくということで、保証人については、議員が言われるとおり、町が認めた場合、町長が認めた場合、私が認めた場合においては、その必要はないということも認めております。現に、過去にそういう方もいらっしゃいます。繰り返しますが、内容については県と同様のことで原

則的には必要といたしております。

○教育長（木村 誠君） まず、不登校児童生徒の把握についてどのようにしているかということでありまして、現状把握につきましては、担任、それから校長教頭などが家庭訪問、それから保護者等に電話連絡等を行いまして把握しております。欠席が無届であったり、3日欠席が続いたりしたら、学校は即家庭訪問をしている状況にありますし、土日を除いて7日以上連続で欠席が続いた場合は、報告義務がございますので、委員会まで上がってきます。

それから、毎月1回、生徒指導状況報告というのがあります。ですから前の月の分をまとめて報告するわけですが、ですからここに不登校の人数が上がってきますし、もちろん名前等も上がってくるんですが、その報告は7つの類型に分類をされるわけですが、学校生活上の影響、それから遊び・非行、3つ目が無気力、4つ目が不安定などの情緒的混乱、5つ目が意図的な拒否、6つ目がだから今言った5つの複合されたものです。それから、その他として病気、経済的理由、不登校、いずれにも該当しない、いわゆる保護者の教育に対する考え方ですね、行く必要はないという保護者もいらっしゃいます、中には家族の介護をしなければいけない、子守りをしなければいけないというようなことで行けない、そういう7つの分類でも報告がありますし、どういうアプローチをしたかと学校が、家庭訪問して子どもに会えた、家庭訪問したが子どもに会えなかったけども、家族に、保護者に会えたとか、そういう会えるという分類の仕方もありまして、そういう状況というのは委員会もつかめるようになってきております。

それから、いじめにつきましてもそういう事実等、具体的に記述したものが上がってまいります。

以上でございます。（「まだ続ける。」と呼ぶ者あり）

それから、支援策ということなんですが、一応不登校児童の支援策としては、先ほども申しましたけれども、生涯学習センターの3階に教育支援教室、フロンティアルームを設置しております。

それから、先ほどの情報公開のあり方ということですが、個別事案が議会の投書箱に投稿された件に対する回答のことをおっしゃっているようですが、回答書にあるとおり、個人情報保護の観点や事案の特性から判断して、そのようなというか、このような回答としたわけでありまして。

それから、公園管理についてですが、運動公園の管理の考え方は、スポーツ等で実際に使用する場所を優先的に行い、協議やイベント等に影響がないようにしております。その他通路、植込み、斜面等については計画的に管理しているところです。今後も業務改善等を行い、よりよい管理ができるように努めてまいります。

以上でございます。（「運動公園も言われたんですかね。こっちからはないんですね。」

と発言する者あり)

○議員(内藤 逸子君) 1問ずつまいります。

第1点の、健やかな子どもの成長と子育て支援のあり方及びいじめ問題について伺います。

1、今日のいじめは、人間関係を利用しながら相手を辱めたり、恐怖を与え思いどおりに支配しようとするもので、ときに子どもを死ぬまで追い詰める事件にまで発展し、ネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪ともつながっています。多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないほど後遺症に苦しんでいます。いじめはいかなる形をとろうとも、人権侵害であり、暴力です。しかも、いじめはどの学級にもあると言われるほど広がっています。攻め合うような言葉を交わしたり、遊びやふざけとして人が傷つくことを楽しんだり、その様子を周りで見ていたり、こうした風景が日常のものになれば、子ども達全体の成長に暗い影を落とすこととなります。

いじめの実態をどのくらい把握していますか。町長、教育長に伺います。

○教育長(木村 誠君) 実態ということでありましてけれども…、川南町でよろしいんですかね。平成27年度が226件、平成28年度が234件、本年度は9月までになりますけれども、一応208件ということになっております。先ほども8件、だから28年度は前年度から8件増加ということでありまして。

以上です。

○町長(日高 昭彦君) 失礼しました。

いじめ、学校に関しては、教育長に一任をしております。しかしながら、当然、町長としての責任というか、子どもを取り巻く環境の重要性というのは同じ思いであると考えております。

○議員(内藤 逸子君) いじめの相談があったとき、忙しいから後回しにするなどして重大な結果となるケースが後を絶ちません。学校教育において、どんな大切な仕事であろうと子どもの命が一番大切だという、子どもの安全への深い思いを確立することが必要です。学校は、子どもを預かる以上、子どもの安全に最大限の配慮を払う必要があるという、学校における安全配慮義務が定着していると思いますが、人権侵害と暴力であるいじめの放置、隠ぺいが安全配慮義務違反に当たることを明確にし、学校と教育行政の基本原則としてはいかがでしょうか。今回の問題について、いつまで調査するのか伺います。

○教育長(木村 誠君) 町のいじめ防止基本方針には、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめていたとされる児童生徒に事情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的に対応することが必要である。

また、家庭や教育委員会の連絡相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

また、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要であり、また学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要であると指示されております。放置、隠ぺいはないものと承知しております。

今現在の調査ということですか。もう調査は今……。 （「前、議会に教育委員会から「調査をおります。」と返事がありました。それは現在どこまでいっているんですか。」と発言する者あり）

今、全体像を把握しようとしているところなんですけれども、まずは学校復帰を優先しようということで、今、学校とともに、あるいは県の教育委員会と共に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） いじめは、大人にわからないように行われ、加害者はもとより、被害者もいじめを認めない場合が少なくありません。それだけに訴えやシグナルがあったときは、相当深刻な段階になっていると考えたほうが妥当です。いじめかなと少しでも疑いがあれば、直ちに全教職員で情報を共有し、子どもの命最優先の速やかな対応が必要です。具体的なことをどこまで言うかは別にして、いじめが起きていることは速やかに全保護者に伝え、保護者たちも子どもの様子や変化を見守れるようにし、保護者と教員とのコミュニケーションを密にすることも大切です。いじめがあることをみんなが知り、大人たちが心配し、力を合わせる姿を示すことは、子ども達を勇気づけます。全保護者たちを集めて情報を共有していますか、伺います。

○教育長（木村 誠君） 全教職員による情報の共有は、各学校とも行われているというふうに思っております。

それから、保護者に対してですけれども、事案によりまして全保護者に知らせたほうがよいと判断したものにつきましては、保護者会等を開催するなどしております。また「学校だより」「生徒指導だより」等で特定できないような形での啓発というんでしょうか、そういうことは各学校、文書を流しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今回の事案については、全保護者には知らせてないと受けとっていいんですね。

○教育長（木村 誠君） 全保護者には知らせてないというふうに考えております。把握しております。

○議員（内藤 逸子君） いじめの解決は、みんなの力で些細なことに見えても様子見はせず、全教職員、全保護者に知らせることは大切ですが、今回、全員に知らせてないということは、ちょっと手落ちではないのでしょうか、いかがですか。

○教育長（木村 誠君） 先ほども申し上げましたとおり、事案によりということで、今

回は知らせておりません。

○議員(内藤 逸子君) 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめを止める人間関係をつくる努力をなされていますか。運動会を通じて団結ができ、いじめになりそうになっても、「やめなよ。」と声がかかるようになった。一つのことを一緒に取り組んだ子ども達の達成感で、信頼関係はいじめをなくす上で大きな力を発揮します。ところが、国の授業時間数を増やせなどの政策のもとで、運動会や文化祭などの時間が削られ、自主的活動の比重が下がっています。その比重を高め、事業も含めて対等で安心できる人間関係をつくることを学校教育では力を入れるところですが、具体的にはどのようなことが学校ではなされていますか、伺います。

○教育長(木村 誠君) 児童会活動や生徒会活動、あるいは学校行事等において、子ども達が主体的に自分たちの問題として、いじめの未然防止と解決に取り組めるよう、活動を支援することが大切になります。町としましては、夏休み、夏季休業中に参加していただいていると思うんですが、子どもの活動フォーラムを開催し、子ども達自身が自分たちの学校生活の向上を目指した取り組みを話し合い、それをもとにそれぞれの学校での取り組みを再度話し合い、実践に結び付けております。私は成果が上がっていると考えております。

平成25年度は1回目でしたけども、川南町をさらに元気にしていくために何ができるかということで、じゃあ挨拶運動に取り組もうということが決まりまして、このときはまだ自治公民館じゃなかったんですかね、館長会で国光原中の代表が来て、話をして、人目につくことというんですか、人が多く集まる場所等については、ポスターを張るなりのはやりました。

平成26年度は、思いやりあふれる学校づくり、平成27年度はいじめゼロを目指して、平成28年度はソーシャルメディアの使い方、ここの中でやっぱり一番出たのが、聞かれていますけども、LINEがなかなか止められない、そのLINEを止める時の、何ていうんですか、絵文字というんですか、あのあたりを町として作成したらどうか等な意見も出ました。

それから、今年度は言葉遣いについてということで、全ていじめのあれに結びつく取り組みであるというふうに考えておりまして、私も成果が上がっているというふうに思っております。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 体育大会を、私は唐瀬原中学校で見ました。子ども達の生き生きした姿に見ていて頼もしさを感じ、元気をもらいました。いじめのことは、子ども達が誰より知っています。いじめをとめる言葉も子どもの言葉が一番効き目があります。そして、多くの子どもがいじめを何とかしたいと思っています。今回のことで、子ども達には知らせてないということになると思います。さっき、保護者には知らせていませんと言われましたが、子ども達にも知らせてないのですね。いつまでにこのことを解決するのか。もう2学期が終わろうとしています、いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 10月に、再度アンケート調査を唐瀬原の学校でとっておりますけれども、その結果を見ますと、もういじめは継続してないということになってきております。

ですから、今まであったことは解決していると、今現在、学校に通っている子たちがそういうふうに捉えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の回答では、今現在、学校に通っている子どもはいじめがないということになるんですか。

○教育長(木村 誠君) 国中のアンケート調査ではということです。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) この事案について、なぜ全保護者に知らせないということを決めたのかをもう一遍、お尋ねします。

どのようにこのことを分析して、全保護者には知らせなくてもよいと決定したのか。私たちはこの投書をいただいて、本当に深刻に受けとめ、早く解決しなければならないと思いました。いかがですか。

○教育長(木村 誠君) この件につきましては、全保護者を集めて報告というんでしょうか、することが解決につながるというふうに考えていないということだと思います。これ校長の判断ですから、保護者を集める集めないというのは校長の判断ですので、私はそういうふうに捉えております。

○議員(内藤 逸子君) いじめられている子どもは、命の危険にさらされていると言っても過言ではありません。安心して学校にいられるような対応とともに、心身を犠牲にしてまで学校に来ることはないことを伝え、安全の確保を優先します。

いじめによって不登校になった場合、適応指導教室がありますが、今、先ほどの同僚議員の質問では、2名とか3名とか言っておられましたが、何人、今そこに通っておられますか、伺います。

○教育長(木村 誠君) 現在、適応指導教室の名前が変わりましたというか、適応とい

う言葉がふさわしくないということで、教育支援教室、川南町ではフロンティアルームというふうに言ってますけれども、今、登録されている生徒が3名、それから試行というんでしょうか、試しに来ている生徒が1名、計4名通っております。

○議員(内藤 逸子君) そこには、何名の教職員が配置されていますか。

○教育長(木村 誠君) 1人です。

○議員(内藤 逸子君) 4名の児童に先生1人の配置ですね。よりよい環境で学ぶことができていると考えますか。いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 生徒4名に指導員1名ですので、学校、特別支援教室は8名に最高1人ですよね。指導員からも手が回りませんというようなことは聞いておりませんし、わりとよい環境にあると思っています。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) いじめの子にはいじめを反省し、いじめをしなくなり、人間的に立ち直るまで徹底した措置とケアをしていますか。いじめの子もはいじめに走るだけの悩みやストレスを抱えています。その苦しい状態に共感しながら、子ども自身が立ち直ることを支える愛情が欠かせません。罰則主義は、子どもの鬱屈した心をさらに歪めるだけです。関係機関と協議しているというのはどのようなことか、伺います。

○教育長(木村 誠君) 事案によりまして、ケース会議を実施しておりますけれども、まず教育事務所、それから児童相談所、町の保健センター、福祉課、ここに支援児童員が含まれると思うんですが、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育課等で構成しておりますし、ケース、ケースによって参加者については、こちらで、学校なり教育委員会で相談しながら決めております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなど情報は共有されて、初めて支援の効果が期待できるものです。必要に応じて教育支援センター、医療機関、児童相談者などの専門機関、心理臨床家等の専門家と連携しているのか伺います。

先ほど言われましたが、本当に解決の道に、前に向いているのかどうかも伺います。

○教育長(木村 誠君) 先ほど、メンバー等についても申し上げましたけれども、教育事務所とは報告、連絡、相談を密にしております。

最も連携をしていただいておりますのは、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーになるかと思えます。ですから、スクールカウンセラーがカウンセリングをした結果、受診したほうが良いということであれば、病院等の紹介もしておる状況であります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 一般紙の調査では、7割の教員がいじめ対応の時間が足りないと答えています。上からの教育改革で、学校の雑多な業務が増え、教員は過労死ラインで働いても、肝心の子どもと遊んだり、授業準備をする時間が確保できず悩んでいます。

いじめ対策が最優先ですが、この状態は一刻も早く改善されなければなりません。多すぎる業務を教職員の参加のもとで整理し、教職員がいじめに向き合う条件づくりはできませんか。受け持ちの先生任せでは、先生もつぶれます。教員間の連携はとれていますか、伺います。

○教育長（木村 誠君） 先ほども申し上げましたが、学級担任が1人で抱え込むことがないように、全教職員での共通理解が図られるよう、校長先生を中心に校内体制の整備が図られていると捉えております。

文科省のほうでも、チーム学校ということで、生徒指導担当の加配とか、いわゆる印刷等を専門にする人とか、それから先ほども言いましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員等、多分予算要求されていると思うんですけども、財務省がどこまで認めてくれるかということですが、国のほうもそういうような形で、世界で一番忙しい先生ということで、よく出てますので。そういう形で、教職員を増やすという方策はとられているようです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国中で、特別に今、混乱の状態が続いていることでの増員というか、先生の増員の要求を県にはなされているんですか。

○教育長（木村 誠君） 3月末、4月1日が異動期間ですけど、要望はしております。ですけれども、年度途中からはもうそういうのは難しいということで、今、もう報道されているとおり、なかなか臨時講師が見つかりません。今、非常に大量採用の時代が来ておまして、年度途中で探してもなかなか講師が見つからないという状況はありますので、年度途中から増員というのは、これはあり得ないと思いますけども、何とか新年度に向かって加配教員が認められるといいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 東日本大震災は、改めて助け合い、連帯することこそ人間らしさがあることを示しました。川南町でも口蹄疫発生の際、助け合い、連帯するすばらしさを町民は経験しています。

こうした大人たちの姿を見て、子ども達は明日に希望をつなぎます。伸び伸び育つべき、多くの子ども達が苛立ちをマグマのようにため、強い孤独感の裏側には自分らしく生きたい、本音で語り合える友達がほしい、生きづらさを受けとめてほしいという、前向きな願いや鋭い正義感があります。この前向きな力が引き出されたとき、子ども達は自らすばらしい成長を遂げます。そのために教育委員会や学校の役目があると思います。いじめを受けた子ども

にとっては重大なことなので、最大限の対応をする決意を示していただきたい。いかがですか。

○教育長（木村 誠君） おっしゃるとおり、大人が後ろ姿で導くことが大事だと思っております。教育委員会も学校も子供に寄り添う気持ちを忘れることなく、いじめゼロを目指す決意を再認識したいと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 町長の決意はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、教育長が申しましたとおりでございます。やはり、子どもに対して我々が未来を託すわけですから、言われてできることは精一杯やっていくべきだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 私は、健やかな子育て支援のあり方について質問するために、あちこちで話を聞きました。ほとんどの方がいじめの問題に心を傷めています。

いじめられている子どもは、「恥ずかしい」「親に心配をかけたくない」「自分をみじめな存在だと認めたくない」あるいは「知られたらいじめがよりひどくなる」などから、自分がいじめられていることを隠します。身につまされました。人は一人では生きられないのだから、遠回りをして心を通う関係を取り戻して、この子ども達に笑顔があふれる川南町をつくるために、私も微力ですが、ともに奮闘する決意を申し上げて次に移ります。

2点目、運動公園等の管理についてです。運動公園の管理はどうなっていますか。

雑草が気になり、役場へ足を運び改善を求めたが改善されない。立派な公園がなぜきれいに管理されないのか、伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今年度における運動公園及びふるさと総合文化公園内の草刈りや芝刈りの要望につきましては、4件上がっておりますが、もとの調整を図りながら優先順位を付けての作業を行っている関係から、対応が早い時や遅い時などはございますが、4件全ての要望に応えております。改善されていないという声は聞いておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 以前の運動公園は造りたてだったからきれいだったのか、古くなってきて雑草が増えたのか。今後どのように管理していく予定か伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） スポーツやイベントするフィールドにつきましては、優先的に管理しております。運動をする施設でありますので、当然そちらを優先する関係上、通路や植込み等の管理が、草が生えているというようなときは多少あるかと思っておりますが、現在の用務の範囲内で改善できるところは改善しつつ、管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) スタンドの除草は年に何回されるのか、グラウンドの中の芝生はどの程度で除草されるのか。高森公園の芝はどうなっているのか伺います。

○教育課長(大塚 祥一君) スタンドというのはどちらを指されているのでしょうか。運動公園の丘のことだということによろしいんですか。(「フィールドの上の方を何というんですかね。」と発言する者あり)

わかりました。運動公園のフィールド外につきましては年に12回、グラウンドにつきましては年に21回、高森運動公園のフィールドにつきましても年に21回草刈りを行っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 以前は、運動公園の土手っていうんですか、そこなんかのしょっちゅう草刈りの音を聞いていたけれど、昼間散歩をしても音をほとんど聞いてないというんです。だからいつ除草されているのかわからないと言われていました。苦情を言っておられる方は。

それと、監査などで職員も現場を見て歩いていると思うんですが、監査の指摘は汚いとかいうのはないんですが、ちょっと不足しているんじゃないかという指摘もあっていますが、管理不足っていうのは誰が責任をとるんでしょうか。伺います。

○教育課長(大塚 祥一君) 議会基本条例第5条の反問をしてもよろしいでしょうか。

○議長(川上 昇君) どうぞ。

○教育課長(大塚 祥一君) 何人の方が気になるとおっしゃられて、その気になる程度というのはどの程度をおっしゃられているのかわからないんです。

また、議員の求めるきれいな管理というのは、どの程度を管理のことをおっしゃられるのか。「きれいな」とか「気になる」というのは人それぞれでございますので、なかなかそれを私は気になる、私は気にならないと、万人が気にならない程度にやるとなると、かなりの費用もかかるということも御理解いただけると思いますので、何人の方がおっしゃられて、どの程度で気になられているのかというのを、教えていただきたいと思います。

○議員(内藤 逸子君) 私に正してくれと言われたのは2人です。散歩をしておられる方2人です。だけど、私も子どもを遊びに連れて行って、これでは遊ばせられないなと思いました。グラウンドの横の土手を歩かせることはできませんでした。それは通路はちゃんとありますけど、やっぱりみんなが歩ける程度のところがきれいな状態と私は思います。

それと、雑草というのはとってもすぐ生えるんです。自分のところもあるからわかります。だけど、常日頃気を付けておられるところと、私はじゃあ写真を撮って見せればいいのかなと思います。本当に草ぼうぼうというのはきれいな管理とは言えないと私は思うんです。だから取り上げました。

これは人数の問題ではないと私は感じます。いつも町長も「どなたが言われていますか。」「何人ですか。」というような感じで、苦情を言われていますかと言いますが、1人

が言っても私は大事だと思うんです。なぜかという、さっき大塚課長が言われましたけど、それは感じることはみんな千差万別だと思います。だからこそ、きれいにしておくっていうことってというのは、常識っていうか同じぐらいであるとは思いませんけど、本当に子どもの背丈ほど雑草が伸びているというのをいいとは思いませんので、質問しました。そういうことです。

それと、私は老人会に入っていて、唐中通りの花の手入れ、花壇の手入れをしていますが、本当にあつという間に草は伸びるんです。そして唐中を見ている、前よりも汚いんです。唐中の周りの管理というのが、庭木の手入れというのが。だから本当にボランティアというのを募ってやってみたいなって思うけど、私の力ではできないなと思ってやっていませんけど、本当にまちまちだと思うんです。だけど、あまりにも目に余る運動公園、今も見に行っていたきたいと思います。本当にきれいと言える公園でしょうか。私はそうは思いませんので、質問いたしました。

○議長(川上 昇君) 質問は。

○議員(内藤 逸子君) 次いいんですか。

○議長(川上 昇君) 続けてください。

○議員(内藤 逸子君) 3点目に移ります。

町営住宅入居時の保証人免除についてですが、先ほど町長の答弁では、町長が判断した場合は保証人をしない場合もありますと言われました。だけど、本当に困っている方というのは、建設課の窓口に行っても、なかなかスムーズな受付をしてもらえなかったと聞いて、私は質問します。

それと、本当に最近ではもう保証人をしなくてもちゃんと、何て言うんですか、結局、住宅費用が払えないという人が出てくるから保証人を付けると思うんです。だけど、この生活保護の場合なんかは、生活保護をもらう時点で住宅に入る場合は、ちゃんと確約を取れば、取りはぐれることはないと思うので、保証人の免除を明確にしていただければ、いいんじゃないかと思うんです。この人の場合はしない、この人の場合はするじゃなくて、規定としてちゃんと、いちいち町長さんの確認をもらって、この人はじゃあ免除しようか、この人は免除できないからちゃんと保証人つけようかという、変わるというんじゃないくて、ちゃんと保証人はいりませんよってしていただきたいんですが、だめでしょうか。

○建設課長(吉田喜久吉君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

現在の管理条例におきましては、連帯保証人を2名連署ということになっております。それで、町長が認め、特別な事情があること、特別な事情がある場合、町長が認める場合はその限りでないということになっているんですが、過去にも生活保護の受給者あるいは障害のある方に対しては、免除や連署を必要としないことを認めた経緯がございます。これがあくまでも特別な事情ということになるかと思えます。

それから、連帯保証人を求めるのは、住宅、家賃だけではなくて、周辺環境を乱したり、ほかの住民に迷惑を及ぼす行為をするときなどは、やっぱり指導しても改善が見られない場合は、保証人の方をお願いをして改善をしてもらっているという経緯もございます。

ですので、円滑な住宅管理を目指していくためにも、連帯保証人の連署は、今のところ必要だと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町営住宅の加入状況を見てみますと、少しは余っている空き家もあると思うんです。せっかく入りたいと思って申し込んだときに、気持ちよく入れるような対応というものをしていただきたいと思います。

自分が申し込んで、なかなかスムーズにいかないとき、その人ものすごく悩んで、悩んで悩んで、誰に相談したらいいのかということで、私に来られたことがあるんですけど、本当に前にただ紙を持って行くだけではなくて、受け付けるとき、心よくと言うんですか、対応の仕方というんですか、ちょっと冷たく言われて、何か、のさんと言われたことがあるので、ぜひ、笑顔でというのがこの間の監査委員の報告でも職員によって、部署によってものすごく対応が違うって書いてありましたので、気持ちよく対応ができるような、申し込みをしたり受けたりする場合、職員が笑顔で受け付けてもらいたいと思いました。

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。これで終わります。

○議長(川上 昇君) 終わり、終わりですね。

○議員(内藤 逸子君) これで終わります。いいです。

○議長(川上 昇君) 次に、安藤洋之に発言を許します。

○議員(安藤 洋之君) 通告書に基づき、本町におけるマイナンバーカード普及に向けた取り組みについてを質問します。マイナンバー制度には国民の利便性向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現という3つの目的があります。

個人番号を知らせる通知カードは既に送られていますが、全国の人口に対するマイナンバーカード交付率は、平成29年度5月時点で10%割り込んでいるとともに、行政の効率化や国民利便性を高めるため、国が導入したマイナンバーカードを日常的に使う機会が少ないこともあり、普及が進まないのが現状と聞いております。

そこで、本町におけるマイナンバーカードを普及に向けた取り組みについて、質問をします。

1つ目が、9月現在の普及率、全国9.8%、宮崎県12.7%、本町の普及率は何%なのか、また本町におけるマイナンバーカードの発行枚数は何枚なのか。

2つ目が、それは近隣市町村と比べて多いのか少ないのか。

3つ目が、担当課である町民健康課では、タブレット端末を用いて顔写真を撮影するオン

ライン申請や、希望する事業所への訪問をし、出張申請など、申請しやすい環境を整えつつあると聞いております。普及に対する川南町の現状と、今後の方向性、普及に向けて、どう今後取り組んでいくのかを質問します。あとは、質問席より行います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えをいたします。

ただいま、議員からありましたとおり、マイナンバー制度というのは3つの目的がございます。1つが行政の効率化であり、国民の利便性向上、そして公平公正な社会の実現という御指摘のとおりでございます。行政の効率化というのはいろんな事務手続き、サービス向上等のために振り向けるということでございます。

利便性の向上は、いろんな手続等に書類等が必要となったりしますし、そういうことを各種行政手続きがオンライン等ができるようになるということで、利便性が向上するものであります。

最後の公平公正な社会の実現とは、所得等をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会報奨制度を設計し、公平公正な社会を実現するというところでございます。

国民というか、住民の皆さんの中には、マイナンバーとマイナンバーカードというのを混同されている方が、今のところまだ多くいらっしゃるように感じております。議員の言われるように、マイナンバーカードの普及につきましては、先ほど言った2番目の利便性の向上のためのツールとなるものでありますので、普及率を高める必要がございます。

御質問にあった、じゃあ普及率ほどのくらいで枚数はどのくらいかということですが、率でいくと11.7%、交付枚数は1,958枚ということでございます。近隣市町村の中では、郡内においてはトップでございますし、県内の町村の中でもトップであります。ただし、市を入れますと、26市町村の中では6番目ということでございます。

3つ目の、今後の取り扱い、方向性ということでございますが、現在、内閣のほうからオンライン申請用のタブレットが2台、無料で配付をされております。このタブレットを活用しまして、写真撮影であるとか、オンライン申請のお手伝いをしているところでございます。今後について、これまでもやっておりますが、いろんな事業所に出向いたり、写真撮影、申請書作成のお手伝いを行いながら、まず手続は町が一括して行うサービスを実施中でございます。

今後とも、まずはこの普及を高めていくことが大事であると考えています。

以上です。

○議員(安藤 洋之君) 交付率が11.7%、交付枚数が1,958枚ということで、郡内でも交付率、交付枚数ともトップであり、また県内の26市町村の中でも6番目ということで、頑張っているんだなというふうに理解をすることができました。

事業所へ出向いたりすることもありますけど、今後、振興班とかその他の各種団体へのお願い等はする予定はあるでしょうか。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 安藤議員の御質問にお答えいたします。

事業所につきましては、6事業所ほどまわりまして、現在、JA尾鈴のほうを回っております。

先日は、多賀自治公民館の役員会のほうに出向いて説明をしまして、振興班長さんに振興班単位でまとめていただいて、マイナンバーカード申請のお手伝いをしたいということで説明をいたしました。

以上です。

○議員（安藤 洋之君） 事業所とか自治公民館とか回ってらっしゃるということですが、ほかの自治公民館等もありますんで、またどんどんPRしていただいて、多分、月1回ぐらい運営委員会とかありますんで、PR活動をしていただきたいなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 自治公民館に対します推進につきましては、現在、通山自治公民館、山本自治公民館、先ほど申しました多賀自治公民館のほうに行っております。

東地区公民館が12月、1月は開催がないということで、2月の運営委員会に行く計画をしております。川南の2つの自治会につきましては、ちょっと役員会のほうで話してから来てほしいということで、話を聞いております。

以上です。

○議員（安藤 洋之君） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

マイナンバーカードの普及率を上げるのが先か、利便性を先に構築して普及率を上げるのが先か、悩みが尽きないかと思っておりますが、川南町はどちらを優先的に取り組む考えがあるのかを教えてください。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 「鶏が先か、卵が先か」という議論になろうかと思っておりますが、本町ではサービスを打ち出したいところですが、現在のところ、マイナンバーカードを活用したサービスを打ち出せない状況にあります。その理由としましては、サービスを提供しますコストが高額であるということでございまして、費用対効果が見込めないという理由でございまして。

今後、カードの普及率が高まってくると、システム開発各社もシステムの開発に力を入れ、競争によりまして低廉なサービスが提供され始めると考えておりますので、本町ではまず、普及率を上げることを優先して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（安藤 洋之君） 普及率を上げることを優先に取り組んでいくということでしたが、先ほども言いましたけど、写真撮影とか申請書類のPR等どんどんしていただいて、各自治体振興班も回っていただいて、拡大してほしいと思っております。

今年の4月に志布志の市役所に行政視察に行ってきました。市役所の玄関先に住民票とか

印鑑証明、税務証明を出せる自動交付機が設置されておりまして、大変便利なものがあるなと見ておりましたが、自動交付機を導入することによって事務の簡素化とか図れると思えますけど、川南町としては導入する計画はないでしょうか。

○町民健康課長(橋口 幹夫君) 自動交付機の設置に関する御質問でございますが、現時点の試算でシステム構築費に2600万円、自動交付機のリース料が年間300万円、システムのランニングコストが500万円かかるようでございます。全ての来庁者の方がこの自動交付機を利用されまして、人員削減ができるのであれば事務の効率化が図れると考えますが、実際に県内で自動交付機を設置されております自治体にお伺いしましたところ、自動交付機の利用率は低いという回答でありました。

つまり、設置イコール事務の効率化にすぐすぐ直結しないというふうに判断しておりますので、現時点での自動交付機の導入は難しいと判断しております。

以上です。

○議員(安藤 洋之君) 確かに、高い金額で費用対効果を考えると、大変難しいなというふうに感じました。

普及が進まない原因の一つが、マイナンバーカードを持つことによる用途の拡大ではないかと思っております。当然、将来的にはほとんどの人が持つと考えられていますので、町としても町民の利便性向上につながるツールとして、さまざまな施策を打ち出すことがカード普及を進める要因と思われれます。その要因で何か考えているかどうかをお聞きしたいんですが。例えば、金融機関と提携するとか、買い物などのカードとして活用するとか、今後、川南町が進めている施策があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○町民健康課長(橋口 幹夫君) ただいま、将来的にはほとんどのの方がカードを持つと考えられていると申されましたが、マイナンバーカード活用の最新情報としましては、マイナンバーカードを保険証に活用する案が、11月8日に厚生労働省から示されております。

平成31年度から段階的に運用が開始され、平成32年度から本格運用していくスケジュールのようであります。こうなりますと、保険証は国民誰もが所持しておりますので、普及率は平成31年度から飛躍的に伸びていくと予想しております。

金融機関との連携についてでございますが、今の金融機関でマイナンバーカードを活用したサービスを実施しております三菱UFJ銀行さんは、マイナンバーの公的個人認証を活用して、電子契約書をつくりますと、住宅ローンの場合、5000万円以下の場合、収入印紙が3万円いるんでございますが、これが無料になるとか、そういったサービスをしております。調べてみますと、そのシステム構築費に相当なお金がかかるようございまして、こちらの宮銀さん、信金さん、労金さんとか地銀では体力がなくて、そういったものを導入するのはまだ先かなと思っております。

金融機関との連携で考えられますのが、マイナンバーカードを取得することによって、金

融機関のローン利子を軽減するとか、そういったサービスを行っている自治体もあるようでございます。

また、買い物などのカードとして活用する考えはないかということでございましたが、こちらにも既に実施しておる自治体がございますので、先進地の事例を参考にして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議員(安藤 洋之君) ぜひ、先進地の事例等を参考にしながら、よく考えていただきたいと思っております。

次に、県内でもカードを提示すれば、住民票の写しや印鑑登録証明、個人の所得証明書が交付可能と聞いておりますが、それらをコンビニで受け取るサービスが広がっているのは御存じのとおりだと思います。

県内でも宮崎市を初め、えびの市、日南市、都城市、直近では11月3日の新聞に延岡市、5日の記事に小林市もサービスを開始し、利便性向上に期待を寄せているというふうな記事が載っております。仕事などで日中は証明書を取得することが難しい町民がいるかと存じます。サービス自体広がりつつあると思いますが、川南町では証明書等をコンビニで受け取る、取れるサービスを行う予定はないのでしょうか、お聞きします。

○町民健康課長(橋口 幹夫君) 先ほど、自動交付機設置の件でも答弁をいたしました。コンビニ交付も同様にシステム構築費が2600万円、リース料がありませんので、年間のランニングコストが500万円ということで、相当な費用が掛かるというふうに試算をしております。そういった理由から、現時点では実施はしない考えでございます。

以上です。

○議員(安藤 洋之君) やっぱり高いですね。費用対効果を言われると、やっぱり現時点では実施しないということになるかと思っております。将来的にはぜひ、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

これもちょっと新聞記事の見出しに、マイナンバーカード本格運用開始ということで、県内3市町村電子申請もという記事が掲載されておりました。

3市町村とは都城市、日南市、五ヶ瀬町のことで、マイナンバーカードを利用し、全国の窓口などで手続をする際の提出書類を少なくする、情報連携の本格運用だそうです。提出が不要となる書類の例としては、課税証明書、生活保護受給証明書、住民票の写しなどそうですが、日南市では児童手当の認定請求や保育所の入所申請、妊婦の届出など、14の手続で電子申請が可能となり、都城市では、児童手当や保育所に関する一部の手続を、五ヶ瀬町では保育所入所申し込みをネット上で行うことができるようになったそうです。

3月までには、約1,080市区町村でオンライン申請が可能となる見込みだそうです。これに川南町も参加する予定はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 安藤議員の御質疑にお答えいたします。

マイナンバーの電子申請関係の御質疑でございますが、ここでいうところの保育所の入所申込み等に関して、どうかという部分で答えさせていただきますと、現段階では、まだ電子申請により申込みは検討していない状況でございます。

現状では、保育所を通じまして、申請書を受付けたり、直接役場窓口にて申請を受付けている状況でございますが、その中で、保育所を通じて申請を受付けた場合に、書類等の不備があれば、役場のほうに一旦来ていただいて、聞き取りをしながら書類を完成させている状況もございます。そういった部分もありますので、今後は実施済みの自治体からも情報等を収集しながら検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（安藤 洋之君） 住民の利便性を考えるとオンライン申請などもやっぱり必要なことだと思いますので、ぜひ前向きに捉えて、先行自治体の情報等を収集しながら検討をよろしくお願いしたいと思います。

行政の効率化と住民の負担軽減をすることにより、よりよい住民サービスにつながっていくと思いますので、今後もマイナンバーカードを持つメリットを示すことが大切だと思います。ぜひ、先進自治体を参考にしながら、町民にとってのメリット追求に励んでいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2、議案第64号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第3、議案第65号平成29年度川南町一般会計補正予算（第7号）、日程第4、議案第66号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）、以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第64号から議案第66号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第64号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じ、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。この一般職の改正に合わせ、特別職の期末手当につきましても、一般職及び近隣町の特別職の期末手当、支給率との均衡を考慮し、平成29年4月に遡及して期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

次に、議案第65号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ342万2000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ86億191万9000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から順を追って御説明を申し上げます。

繰入金は342万2000円の増額で、財政調整基金繰入金を計上しました。

次に、歳出について御説明申し上げます。歳出につきましては、前の議案で説明申し上げました、人事院勧告等に伴う人件費の予算計上でございます。

議会費は45万8000円、総務費は3万7000円、民生費は169万3000円、衛生費は20万3000円、農林水産業費は54万6000円、商工費は7万8000円、土木費は24万4000円、教育費は16万3000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第66号は、収益的支出第1款第1項の営業費用に人事院勧告に伴う人件費94万1000円を追加し、支出の総額を3億5722万4000円とするものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費5296万1000円に、給与改定分の94万1000円を追加し、その総額を5390万2000円とするものでございます。

以上、3議案よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時59分散会
